

第4次芦屋市総合計画
前期基本計画

平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）



第4次芦屋市総合計画前期基本計画について

(1) 前期基本計画に掲載する内容について

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画では、これまでの取組や基本構想に掲げる「目標とする10年後の芦屋の姿」の実現に向けた施策目標、前期5年の重点施策、市民主体による取組を示しています。

前期5年の重点施策として掲載するものは下記を基準としています。

- 参画と協働を基本に取り組むこと。
- 分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- 新たに取り組むこと。
- 大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。

前期基本計画 平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

後期基本計画 平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

(2) 総合計画と各施策分野の課題別計画について

本市では総合計画の他に、各施策分野の^{※1}課題別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることにしています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう見直していくものとします。

※前期基本計画では、目標ごとに関連する主な条例や課題別計画の名称を掲載しています。

(3) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策が中心となっています。

しかし、どの施策目標においても、その施策だけの縦割り的な視点だけでは達成することはできません。常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくことをとします。

^{※1}課題別計画

中期計画あるいは部門別、分野別計画とも呼ばれている。より専門的な見地からまた横断的な観点から具体的な施策の展開を行うことによって更に充実したまちづくりを進めるための計画のこと。

(4) 実施計画について

実施計画では、基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

(5) 前期基本計画の進行管理と後期基本計画について

前期基本計画の進行管理については、毎年度、^{※1}行政評価と連動しながら施策目標ごとに進捗状況を確認し、今後の具体的な取組や重点的に取り組む事務事業を検討し、実施計画の見直しに反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、課題別計画等のアンケート調査などを活用して効果を測定する方法を導入します。

また、前期基本計画の進捗状況、変化する社会情勢や新たな課題などへの対応を盛り込みながら後期5年での施策目標や重点施策を検討し、前期基本計画の期間が終了するまでに後期基本計画を策定します。

^{※1}行政評価

行政が実施する事務事業や施策について、一定の基準、視点に沿って評価を行う仕組みのこと。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

- 施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
- 施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
- 施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

- 施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
- 施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

- 施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
- 施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

- 施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
- 施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
- 施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

- 施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
- 施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

目標とする
10年後の
芦屋の姿

1

一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれから地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
資本料構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）
 市民参画・協働推進の指針（平成18年策定）
 市民参画協働推進計画（平成19～23年度）
 地域福祉計画（平成19～23年度）
 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市民参画及び協働の推進に関する条例 (平成19年条例第5号)	市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。		
市民参画・協働推進の指針 (平成18年策定)	市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするもの。		
市民参画協働推進計画 (平成19～23年度)	市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に市民とともに進めていくための計画	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定め、実施するものとする。
地域福祉計画 (平成19～23年度)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。（以下略）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
第2次生涯学習推進 基本構想 (平成21年度策定)	生涯学習を通しての「人づくり」 を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになってくると考え、平成5年の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常生活をより豊かにするために」という副題を掲げて策定した。	生涯学習振興法 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	(都道府県構想の策定指針まで記載) 第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

**施策目標
1-1**

1 これまでの取組と課題

本市では、市内全域 70 か所以上の広報掲示板や、広報紙「広報あしや」の月 2 回の定期的な発行に加え、必要に応じて臨時号や特集号を発行し、さらにホームページの随時更新など分かりやすい広報に努めてきました。

また、在住外国人向けに年 4 回「アシヤニュースレター」(英語版)を発行し、「広報あしや」点訳版も希望者に送付しています。

一方、市民活動に関する情報としては、「広報あしや」に「市民のひろば」欄を設けて市民や団体が行う催し物の参加募集などを掲載とともに、平成 19 年(2007 年)に開設した「^{※1} あしや市民活動センター」のホームページでは市民活動団体情報を提供してきました。

しかし、情報を探しにくい、内容が市民にとって分かりにくいとの意見もあり、また、市民同士の交流のために市民から集めた情報の発信を要望する声もあります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられるよう、テーマごとに整理して発信していくなど、市民の視点から見てより分かりやすい情報の提供に努めます。

また、行政からの一方的な情報発信だけでなく市民からの情報も集めて発信し、市民の活動をより活発にしていくための取組も行います。

3 前期 5 年の重点施策

1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。

- ・分かりやすい表現で情報を発信します。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。
- ・社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。

1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

- ・市民が必要とするテーマごとに情報を整理して発信します。
- ・市民生活に必要な情報が円滑に受け取れるよう広報活動を充実させます。

4 市民主体による取組

- ◇積極的な情報発信
- ◇行政が発信する情報の積極的な受信

**施策目標
1-2**

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

1 これまでの取組と課題

市民が主体となった活動が増えるためには、活動の輪が広がり、継続的に発展し続けることが必要です。

本市では、市民と行政が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため、平成 18 年（2006 年）に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を定め、平成 19 年（2007 年）には「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

また、平成 19 年（2007 年）にあしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に行った市民活動団体実態調査によると、市民活動団体が継続して活動していくためには様々な課題があり、支援を必要としている状況があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展していくよう、幅広い世代が地域活動に気軽に参加できる機会が提供され、自立した活動となり、人材や後継者の育成手法を共有し、お互いに連携しながら活動を展開できるよう支援していきます。

3 前期 5 年の重点施策

1-2-1 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。

- ・市民活動促進のため、集会所の施設整備について検討します。
- ・市民活動グループとの交流の機会を設けるなど気軽に参加できる環境をつくります。

1-2-2 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。

- ・市民活動団体が自立できるよう、講座の開催など人材育成・団体育成のための支援を行います。

1-2-3 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

- ・市民団体を支援する^{*1} 中間支援団体のそれぞれが持つネットワークが互いにつながり、市民活動団体同士の連携が更に容易になるよう支援します。
- ・あしや市民活動センターと^{*2} 社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。

4 市民主体による取組

- ◇市民活動への積極的な参加
- ◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有

^{*1} 中間支援団体

市民活動団体のネットワークの拠点として市民と市民または組織をつなぎ、相談や情報提供、人材育成などの支援をする役割を担う団体・組織のこと。

^{*2} 社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている民間団体(社会福祉法人)のこと。地域住民が主体となって、地域社会における社会福祉の問題を解決してその改善向上を図るために、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動を行う。

施策目標
1-3

地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

※¹芦屋市自治会連合会

福祉・防犯・環境・まちづくり・自主防災など地域の課題を解決し、住みよいまちをつくるため、昭和48年(1973年)に芦屋市内の自治会が集まり、自治会連合会が設立された。

※²まちづくり懇談会

芦屋市自治会連合会が主催し、市長・教育長をはじめ、市の部長級以上の幹部や芦屋警察署からも出席し、市民と市長等が芦屋のまちづくりについて話し合う意見交換会のこと。

※³指定管理者

公の施設の管理を委ねられた団体のこと。公の施設の管理を第三者に委ねる場合、これまで公共団体や市の出資法人等に限るといった制約があったが、平成15年(2003年)の地方自治法一部改正により、民間事業者も含めて市が指定することができるようになった。

※⁴コミュニティ・スクール

本市独自のもので、地域社会(小学校区が基本的な範囲)の中で、一人一人が市民としての自覚と責任を持ちながら、だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、真に心豊かでゆとりのあるまちづくりを目指すという共通目標をもった共同体のこと。

※⁵まちづくり協議会

緑ゆたかな自然環境を保全・育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしいゆとりのある優良な住宅都市とするため、地域で地区計画や建築協定等に取組むため地区ごとに設立されたもの。

1 これまでの取組と課題

地域が主体的に活動するためには、協力してまちづくりを進めるための仕組みが根付き、地域の総合的な力が高まっていくことが必要です。

本市では、各地域の自治会で構成する※¹ 芦屋市自治会連合会の事務局を担い、人材育成や※² まちづくり懇談会の支援を行ってきました。また、地区集会所運営協議会で構成する芦屋市地区集会所運営協議会連合会が、地域の活動の場となる市内 12 か所の集会所施設の※³ 指定管理者として管理や運営を行っています。

また、小学校区等ごとにスポーツや文化活動を行う※⁴ コミュニティ・スクールや小地域ごとの福祉活動、防犯、防災活動の取組や連携などへの支援を行うとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う※⁵ まちづくり協議会への支援も行ってきました。

しかし、地域によって様々な課題があり、地域主体のまちづくりのための地域のあり方を考えていくとともに、芦屋をよりよいまちにしていくために市民と行政が協働で行う具体的な取組を広げていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

地域の力が高まっていくよう、これまでの様々な活動への支援を続けるとともに、各施策分野における取組を横断的につなげ、市民が主体となって地域の課題を地域で解決する仕組みづくりに取り組みます。

また、市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係の下での協働をより発展させるため、状況に応じた新たな協働のルールづくりに取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

1-3-1 地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。

- ・小学校区単位等の地域での活動ニーズと新たな活動参加希望者を結びつけるための団体ネットワークを構築します。
- ・地域の助け合いや課題解決の手法を共有し、支援します。

1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

- ・市民参画・協働推進の指針、市民参画及び協働の推進に関する条例、市民参画協働推進計画を見直します。
- ・市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。

4 市民主体による取組

- ◇地域活動への積極的な参加と連携
- ◇地域の課題は地域で解決する意識の醸成

目標とする
10年後の
芦屋の姿

2

多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性とともに、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壤となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方も文化とする考え方方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
料
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

【関連する主な条例や課題別計画等】

文化基本条例（平成 22 年条例第 1 号）
 文化財保護条例（平成元年条例第 7 号）
 第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）（再掲）
 スポーツ振興基本計画後期 5 か年計画（平成 20～24 年度）
 文化振興基本計画（平成 23 年度策定予定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
文化基本条例 (平成 22 年条例第 1 号)	文化の振興に関し基本理念を定め、文化の振興を総合的に推進し、豊かな人間性を育む人づくりや個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現を目指して制定されたもの。		
文化財保護条例 (平成元年条例第 7 号)	本市の文化財を保存し、その活用を図り、市民文化の向上を目指し制定されたもの。	文化財保護法	第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来的な文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。
第 2 次生涯学習推進基本構想 (平成 21 年度策定) (再掲)	生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになってくると考え、平成 5 年の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定した。	生涯学習振興法 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	(都道府県構想の策定指針まで記載) 第 5 条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
スポーツ振興基本計画 後期 5か年計画 (平成 20~24 年度)	“いつでも” “どこでも” “気軽に” スポーツを継続して実施できるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指した計画で、前期 5か年の検証と市民意識調査の結果、スポーツ振興審議会からの提言を踏まえ、重点的に取り組むべき課題を明らかにし、そのための基本的な施策を示したもの。	スポーツ振興法	第 4 条第 3 項 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第 1 項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。
文化振興基本計画 (平成 23 年度策定予定)	豊かな文化的所産を継承・活用しながら、市民一人一人が多様な文化を享受し、新たな文化の創造に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して策定するもの。	芦屋市文化基本条例	第 8 条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

資
本
料
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

施策目標
2-1

市民が教養を高める機会が豊富にある

1 これまでの取組と課題

文化やスポーツを楽しむ活動を身近に感じるには、市民一人一人に機会が豊富にあることが必要です。

本市では、平成5年（1993年）に「芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、生涯学習社会の実現に努めてきましたが、日常をより豊かにすることを目標に、平成21年（2009年）に新たに「第2次芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、学習機会の充実に努めました。

また、生涯スポーツ社会の実現を目指して平成15年（2003年）に「芦屋市スポーツ振興基本計画」、平成20年（2008年）に後期計画を策定し、取組を進めてきました。

さらに、個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちの実現を目指して平成22年（2010年）に「芦屋市文化基本条例」を制定しました。

今後は、この条例に基づく「芦屋市文化振興基本計画」を策定し、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

個性豊かで幅広い芦屋文化が発展していくよう、市民が日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育みながら、その成果を発揮し、地域の伝統や歴史などとともに次の世代につないでいく取組を進めています。

3 前期5年の重点施策

2-1-1 幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。

- 各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
- 社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に活かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
- 景観や文化財への理解促進、読書活動の支援、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- 文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。
- 親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

- 既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- 埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- 各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。

2-1-4 ^{※1}スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。

- 子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。
- スポーツ指導者の発掘、育成、派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校、家庭、地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。

^{※1} スポーツ・フォー・エブリワン

すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的・健康的)で質の高い生活を実現すること。

4 市民主体による取組

- ◇文化活動の積極的な情報発信
- ◇スポーツ活動の積極的な情報発信
- ◇文化財的な建築物の保存・活用

施策目標
2-2

様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

※¹ アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市

本市との姉妹都市。ロサンゼルス市から東南へ車で約15分の距離にあり人口約6万5千人の住宅都市。イタリア語で美しい山を意味しバラを市の花としている。

※² 芦屋市国際交流協会

昭和36年(1961年)8月に「芦屋姉妹都市協会」が発足し、学生親善使節派遣事業を通して英語学習の促進や国際交流を深めてきた。平成5年(1993年)に、これまで姉妹都市協会が行ってきた学生親善使節派遣事業等を引き継ぎつつ、市民レベルで、より幅広い視野で国際社会に貢献するため「芦屋市国際交流協会」が設立され、平成20年(2008年)4月NPO法人になった。

※³ 芦屋市の国際交流のあり方について

平成20年度(2008年度)に市内在住外国人意識調査を基に、平成21年度(2009年度)に設置された芦屋市国際交流推進懇話会が提言書としてまとめ、平成22年(2010年)3月16日に市長に提言したもの。

※⁴ 潮芦屋交流センター

市民の国際交流活動を推進するとともに、地域社会における相互の親睦及び文化活動の推進並びに健康の増進に寄与するため、国際交流センター、潮芦屋集会所及び屋外交流広場の複合施設のこと。

1 これまでの取組と課題

多様な文化が共生するためには、様々な交流を通じ、多様な文化への理解と見識を深めていくことが必要です。

本市では、昭和36年(1961年)に※¹ アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市と姉妹都市提携を結び、交流事業を行ってきていますが、市内に住んでいる外国人への支援も重要な国際交流施策と考え、「アシヤニューズレター」(英語版)の発行や外国人生活相談などを行っています。また、市民レベルでの国際交流の拠点である※² 芦屋市国際交流協会を中心、市民の国際感覚の醸成と国際理解の高揚のための取組や、市内に居住する外国人への支援を行ってきました。

また、平成22年(2010年)に芦屋市国際交流推進懇話会から提言いただいた「※³ 芦屋市の国際交流のあり方について」を尊重し、平成23年(2011年)に南芦屋浜地区に開設した※⁴ 潮芦屋交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活かしていくことが必要です。

2 前期5年の取組の方向性

市民が多様な文化への理解と見識を深め、外国人市民との多文化共生社会を実現できるよう、潮芦屋交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活用し、様々な文化を持つ人との交流を促進していきます。

3 前期5年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。

- ・潮芦屋交流センターを市民の国際交流の拠点施設となるよう活用していきます。
- ・※⁵ さくらまつりや※⁶ 秋まつりで市民の交流を促進します。

4 市民主体による取組

◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

※⁵ さくらまつり

芦屋三大まつりのひとつ。昭和63年(1988年)から毎年、市民団体が「芦屋さくらまつり協議会」を組織し、コミュニティとふるさとづくりを目的として、4月初旬の土曜日と日曜日に開催している。市民ステージと約40店の縁日、夕方からは「ワールドミュージックフェスタ in ASHIYA」が祭りを盛り上げている。

※⁶ 秋まつり

芦屋三大まつりのひとつ。毎年秋に市民団体が「まつり協議会」を組織し、開催している。まつりの開催を通して、郷土愛を育て、市内各層のコミュニケーションを深め、市民文化を育てる目的として平成元年度から開催している。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

3

お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわりなく、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
資本構想
資料

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章
前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 男女共同参画推進条例（平成 21 年条例第 10 号）
 第 2 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（平成 22 年度策定）
 第 2 次男女共同参画行動計画（後期計画） ウィザス・プラン（平成 20～24 年度）
 配偶者等からの暴力対策基本計画（平成 23～29 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
男女共同参画推進条例 (平成 21 年条例第 10 号)	男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的に制定したもの。	男女共同参画社会基本法	第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第 2 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針 (平成 22 年度策定)	本市が進める人権文化に満ちた街づくりのため、人権教育・人権啓発に関する施策の推進について基本的な方向を示したもの。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
第 2 次男女共同参画行動計画(後期計画) ウィザス・プラン (平成 20～24 年度)	男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、対等なパートナーとして性別にかかわりなく、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指し策定した計画。	男女共同参画社会基本法	第 14 条第 3 項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
配偶者等からの暴力対策基本計画 (平成 23～29 年度)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援対策を進めるために策定した計画。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第 2 条の 3 第 3 項 市町村は、基本計画に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

**施策目標
3-1**

平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

1 これまでの取組と課題

平和と人権を尊重する意識が行き渡っていることは、お互いの人格と個性を尊重する社会づくりには欠かせない要素です。

本市では、平成14年（2002年）に策定した「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・^{※1}同和問題・外国人・^{※2}HIV感染者・その他の人権問題などそれぞれの課題に取り組むとともに、人権啓発事業や啓発資料の提供を行ってきました。

今後も、更に人権意識を浸透させるため、人権感覚を育む効果的な取組を進める必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

より効果的な取組を進めるため、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を見直し、市民一人一人が人権に関する正しい知識と感覚を身につけるための啓発や、差別や人権侵害を受けた場合の相談と対処に引き続き取り組みます。

3 前期5年の重点施策

3-1-1 平和を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

- ・平和の大切さを訴える各種事業を行い、平和を守る意識の普及、啓発に努めます。

3-1-2 人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。

- ・人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、人権教育、啓発を推進します。
- ・人権を身近に感じることができるよう、効果的な人権意識の普及、啓発に努めます。
- ・^{※3}上宮川文化センターを、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

- ・神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組みます。

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切にする心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇人権尊重の理念の理解

^{※1} 同和問題

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に、いちじるしく低い状態を強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別をうけるという日本固有の人権問題のこと。

^{※2} HIV 感染者

人間のT細胞に感染し、免疫不全をきたし、エイズを発症させるヒト免疫不全ウィルスの感染者のこと。

施策目標
3-2

男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

1 これまでの取組と課題

誰もが、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに、均等に責任を担い、幸せを分かち合う社会にしていくには、男女共同参画推進の意識が社会全体に広がっていくことが必要です。

本市では、平成15年（2003年）に「第2次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」、平成20年（2008年）には後期行動計画を策定し、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

また、平成21年（2009年）に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進への基本理念を定め、取り組む姿勢を明らかにしています。

今後も、より効果的な啓発や、相談体制の充実を図っていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが性別にかかわりなく多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう、また、男女の固定的な性別役割分担意識や^{*1}セクシュアル・ハラスメント、^{*2}ドメスティック・バイオレンス、その他性別による差別的取扱いをなくすための男女共同参画の視点に立つ教育の推進や啓発に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。

- ・男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
- ・市の^{*3}附属機関等における女性委員の登用を積極的に行うなど、政策・方針決定過程における女性の参画を進めます。

3-2-2 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

- ・男女共同参画行動計画の第3次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組みます。
- ・警察などの関係機関との連携を深めます。

^{*1}セクシュアル・ハラスメント

「相手の意に反して行われる性的な言動のほか、その言動に対する反応により相手が職場などで何らかの不利益を受けるもの、あるいは職場などの環境が不快になること」をいい、男女雇用機会均等法では雇用の場に限定されているが、単に職場内に限らず、学校、地域などあらゆる場において起こりうる。

^{*2}ドメスティック・バイオレンス

DVとも言われ、「配偶者等（事実婚、元配偶者を含む）からの身体的・精神的・経済的・社会的・性的な暴力」をいう。

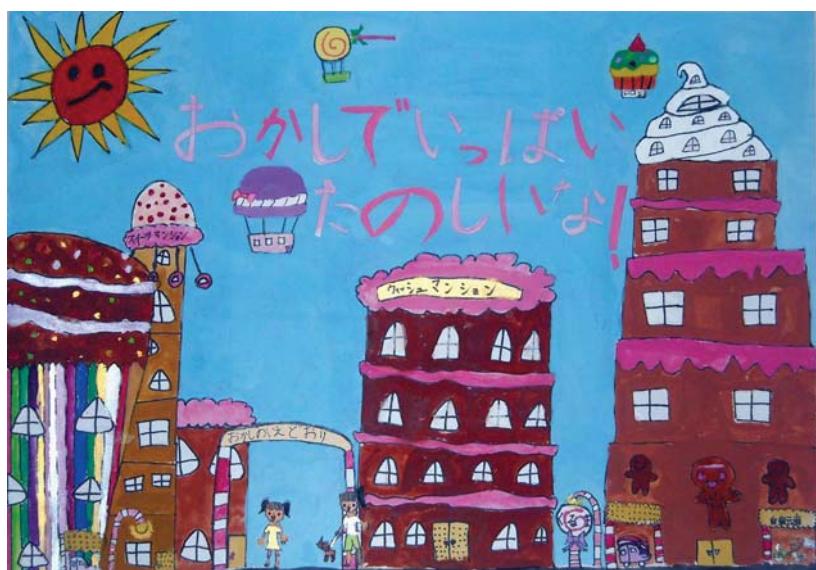
^{*3}附属機関等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき法律又は条例により設置するもので、有識者等の意見を聴いて、市政に反映させることを主な目的とするもの。また、附属機関に準ずる機関として、有識者等の意見を聴取することを目的に規則及び要綱等により設置するものに委員会、協議会、懇談会、懇話会等がある。

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇暴力は人権侵害であるとの認識
- ◇ドメスティック・バイオレンス等の被害に遭った時の早期相談

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



精道小学校 3 年 細江 青生さん

お菓子でいっぱいだったら楽しい気持ちになります。空には、飛行船も飛んでいて、上にソフトクリームがついた大きい家はショッピングモールだけど、ソフトクリームのところは、みんなが遊んだり休憩するところです。



子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【基本構想】

全ての子どもはこれから社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持てない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るために、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【関連する主な条例や課題別計画等】

教育振興基本計画（平成 23～27 年度）

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
教育振興基本計画 (平成 23～27 年度)	教育基本法第 17 条に基づき策定するもので、本市においては、問題意識をもち、自ら考え、人と交流しながら課題に向き合い、心身ともにたくましく自分の人生を生きる力の育成がますます重要になるため、“芦屋で育てる子ども”の観点から本市が教育を目指す姿を明確にし、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的な施策を示す計画。	教育基本法	第 17 条第 2 項 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
次世代育成支援対策推進行動計画（後期） (平成 22～26 年度)	一人一人の優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちを目指して策定したもの。	次世代育成支援対策推進法	第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

施策目標
4-1

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

1 これまでの取組と課題

*¹ 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のことと、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力のこと。

*² 子ども読書の街づくり

市民の参画と協働のもとで、学校園における読書活動や家庭での家読(うちどく)運動を推進し、本が大好きな子どもも「ブックワーム芦屋っ子」の育成を図る。

これからの中を担っていく子どもたちが、夢を抱き、その夢の実現や社会に適応していくための力を身につけ、社会へ羽ばたけるようたくましく育っていくことが必要です。

本市の学校教育では、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び考え、心豊かにたくましく*¹生きる力を幅広く「人間力」と捉え、その育成を最重要課題の一つとして、芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくりを目指し、「教育のまち芦屋」を発信してきました。各学校園では、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成20年度(2008年度)からの「*²子ども読書の街づくり」推進事業によって、子どもたちの豊かな心を育む取組を進めてきました。

今後も、平成22年度(2010年度)策定の「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、「芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”」を掲げ、21世紀に生きる子どもたちの育成に向けて教育活動を進めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長していくよう、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行うとともに、様々な社会問題を取り巻く中で、子どもたちが健やかに成長し、生きるために必要な資質と能力を育むための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-1-1 子どもたちの学力の向上に努めます。

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- ・学力に応じた指導の充実を図り、子どもの学習意欲と学力の向上に努めます。
- ・情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- ・障がいのある子どもの個に応じた指導、支援の充実を図ります。
- ・*³特別支援教育センターの活動の充実を図ります。

4-1-2 子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。

- ・全ての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。

*³ 特別支援教育センター

障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行う。

- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。
- ・震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- ・道徳教育の充実を図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。
- ・不登校児童生徒への指導、支援や、いじめや暴力行為などの問題行動が起らぬいための効果的指導等の取組を推進します。
- ・子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実を図ります。
- ・※¹ 特別支援教育への理解、啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組みます。

- ・運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。
- ・食育の充実に取り組みます。

4-1-4 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組みます。

- ・学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材、教具の充実に努め、教育環境の改善を図ります。
- ・様々な教育課題に応じた研修の充実を図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加、協力
- ◇※² トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ
- ◇※³ 家読(うちどく)の推進

※¹ 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

※² トライやる・ウィーク

平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災、平成9年(1997年)の神戸連続児童殺傷事件を機に、平成10年(1998年)に兵庫県が県内の中学校2年生を対象とした体験活動を導入。中学生が5日間学校を離れて、地域や自然の中で主体的に様々な体験をすることで、「共に生きる心」や「感謝の心」を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を身につけることを目的に実施し

※³ 家読(うちどく)

家庭での読書の略。家族みんなで読書の習慣を共有し、本を楽しむ活動のこと。

施策目標
4-2

青少年が社会で自立するための力を身につけている

1 これまでの取組と課題

本市では、社会教育における青少年教育として、同じ年齢や違う年齢の子ども同士の遊びや、多様な地域活動、自然との触れ合い、子ども会など青少年団体の活動やボランティア活動など、様々な体験活動の場や機会の充実に努めてきました。

また、青少年の健全育成として、子どもたちが事件・事故に遭わないよう見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを愛護活動として位置づけ、^{※1} 青少年愛護センターを拠点として取組を進めてきました。

青少年が望ましい^{※2} 職業観、^{※3} 勤労観を持ち、社会で自立して生きていく力を身につけていくための取組とともに、近年、有害図書や薬物、ネット被害など青少年を取り巻く環境の悪化への対応も必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

青少年が社会で自立していくよう、将来の夢や希望を抱き、それを実現するために必要な知識、能力や、それらを活用する力を身につけながら、健全に成長していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけるよう支援します。

- ・学校教育では、小・中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育も含めた体験的な学習の機会を増やします。
- ・青少年を対象とした知識、技術習得のための実践教育の機会創出について、民間企業や関係機関、学校等が連携して支援します。

4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。

- ・^{※4} 愛護委員による日常的な街頭巡回活動を推進します。
- ・有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。
- ・青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。

4 市民主体による取組

◇青少年を育成する活動への協力

^{※1} 青少年愛護センター
青少年育成愛護委員の巡回活動を中心に、関係機関と連絡調整しながら、青少年の非行防止と健全育成のための活動をしている。

^{※2} 職業観
人が職業を通じて生き方を選択する上での基準となり、選択した職業によりよく適応するための基準となるもの。

^{※3} 勤労観
勤労に対する価値的な理解・認識のこと。働くことに対する個人の見方や考え方、個人が働くことどのように向き合っていくか姿勢や構えを規定する基準となるもの。

^{※4} 愛護委員
地域の子どもたちの様子を見守るとともに、子どもたちのよりよい環境整備・浄化のために、地域を巡回(パトロール)している。市の教育委員会から委嘱を受け、居住する小学校区ごとに班をつくり活動している。正式には、芦屋市青少年育成愛護委員という。

**施策目標
4-3**

学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

1 これまでの取組と課題

本市では、これまで自治会や老人会、子ども会、^{※1} コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって活発に地域活動を行っています。

しかし、一方で、以前に比べ家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、この力を取り戻す必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

これまでの活動を活かし、家庭や地域と学校園との連携を更に強めるための仕組みをつくり、子どもたちの学びを支える取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

- ・^{※2} 学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。
- ・学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。

4-3-2 子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

- ・放課後や週末などの学校を活用した、子どもの居場所づくりを拡充します。
- ・子ども見守りパトロール活動を支援します。

4 市民主体による取組

◇子どもたちを育成する活動への協力

^{※1} コミュニティ・スクール
本市独自のもので、地域社会(小学校区が基本的な範囲)の中で、一人一人が市民としての自覚と責任を持ちながら、だれもが参加できる文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、真に心豊かでゆとりのあるまちづくりを目指すという共通目標をもった共同体のこと。

^{※2} 学校地域連携促進事業
地域の実情を踏まえながら、学校支援活動等に関する組織等を一元化し、家庭・地域が、学校と協働しつつ、情報共有・実践活動、学校支援活動に取り組み、学校・家庭・地域三者の連携の強化を図る実践研究事業のこと。



地域で安心して子育てができている

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【関連する主な条例や課題別計画等】

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）（再掲）

健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
次世代育成支援対策推進行動計画(後期) (平成 22～26 年度) (再掲)	一人一人の優しさに包まれ、安心と安らぎのなかで親と子が豊かに育ち合い、その姿を見て子どもを生み育てることに夢や希望が持てる魅力あるまちを目指して策定したもの。	次世代育成支援対策推進法	第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
健康増進・食育推進計画 (平成 21～24 年度)	『みんなで健やか元気なあしゃ』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第 8 条第 2 項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
		食育基本法	第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

施策目標 5-1

世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

1 これまでの取組と課題

*¹ 次世代育成支援対策推進法

平成15年(2003年)に制定された平成17年度(2005年度)から10年間の時限立法。次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律のこと。

急速な少子化への対策として、平成15年(2003年)に*¹次世代育成支援対策推進法が施行されました。

本市では、「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」を基本理念に、子どもの育ちの視点、親としての育ちの視点及び地域での支え合いの視点を踏まえ、平成17年(2005年)に「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」(前期)、さらに仕事と生活の調和の実現の視点及び全ての子どもと家庭への支援の視点を加え、平成22年(2010年)には後期計画を策定し、具体的な事業を進めてきました。

しかし、少子化、核家族化の進行や、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、地域社会でのつながりがますます希薄になり、身近な地域に相談相手がいないなど、子育てへの負担感が増大する要因ともなっています。

2 前期5年の取組の方向性

公的な支援やサービスを提供するとともに、地域で子どもの成長を支えていくよう、世代を超えた多様なつながりを活かした子育て環境や、地域で気軽に相談できる場づくりを進め、家庭の教育力が向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。

- ・子育て家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流できる場の充実に努めます。
- ・地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。
- ・様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。

5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。

- ・*²乳幼児健康診査の受診率向上を目指します。
- ・子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆を深める体験ができる場の提供に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。
- ・幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。

5-1-3 *³要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

- ・*⁴民生委員・*⁵児童委員をはじめ、学校や関係機関、団体等と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。
- ・ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。
- ・虐待を含む様々な事情によって保護を要する児童の発見と支援の強化に努めます。

*²乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動状態・精神発達の状況を観察することで、疾病の早期発見に努め、子どもの健やかな成長と保護者の育児を支援することを目的に実施している。

*³要保護家庭

経済的な理由により就学させることが困難、あるいは虐待や非行などにより保護を必要とする子どもがいる家庭のこと。

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診
- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供

(前ページ)

※⁴ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、「児童委員」を兼ねている。昭和23年(1948年)制定の民生委員法に基づき設置。名譽職で、任期は3年。

(前ページ)

※⁵ 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

市制施行70周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校2年 池田 奈津美さん

これから芦屋市を担う赤ちゃんを主役にしました。そして今話題のタッチパネルをイメージして描きました。それぞれのパネルは、ジャンルごとに分け、「教育」では外国とつながっている様子、「環境」では風力発電を行っている様子、「福祉」ではロボットが介護の現場にいる様子をイメージして描きました。そして赤ちゃんが「みんなの笑顔」という未来のパネルを選んでいるという絵です。

施策目標
5-2

子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

1 これまでの取組と課題

※¹統合保育

個別的配慮を要する児童と他の児童との健全な発達を促進させることを目的に集団保育すること。

※²病後児保育

児童が病気等の回復期に、他の児童との集団生活が困難な児童を一時的に預かる保育のこと。

※³待機児童

保育所に入所申込をしており、入所要件に該当するが、保育所に入所できない児童のこと。

※⁴生きる力

変化の激しいこれから社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のことで、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力のこと。

※⁵ ファミリー・サポート・センター

地域での子育て支援の輪を広げることを目的として、子育ての援助をしたい人(協力会員)と子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)とがお互いに助け合いながら育児の相互援助活動をする会員制の組織のこと。

※⁶ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」の意味で、老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

子育てをする人をサポートしていくには、子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っていることが必要です。

本市では、6か所の市立保育所（定員480人）の運営を行うとともに、6か所の私立認可保育園（定員336人）の運営を支援してきました。また、通常保育終了後の延長保育、※¹ 統合保育、一時預かり事業や、地域交流などとともに、平成22年（2010年）4月から市立芦屋病院内の施設で※² 病後児保育も行ってきています。

しかし、近年、※³ 待機児童数が急速に増えてきており、平成17年度（2005年度）、平成19年度（2007年度）、平成22年度（2010年度）の各年度1園、計3園の私立保育園が開設されたものの、待機児童が100人を超える状況が続いている。

2 前期5年の取組の方向性

子育てと仕事の両立を可能にする環境を整えるため、既存の施設を活用するなど様々な方法を検討しながら、必要とするときに適切な保育サービスを受けられるための取組を進めるとともに、仕事と子育てのバランスについての意識が向上するための取組もあわせて進めていきます。

3 前期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。

- 心豊かに仲間と育ち合う、生涯を見通した※⁴ 生きる力を育む保育を目指します。
- 待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。
- 延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、※⁵ ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。
- 幼稚園における預かり保育を検討し、実施します。

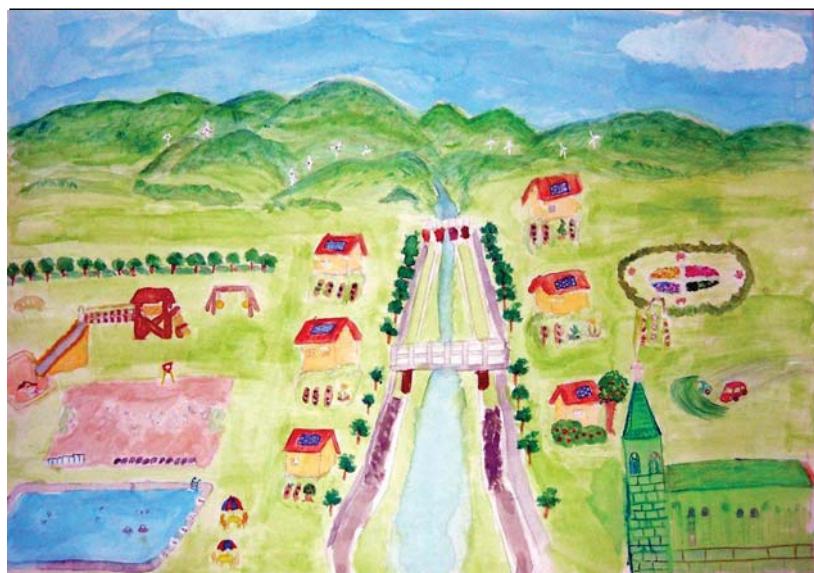
5-2-2 ※⁶ ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

- 全ての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。
- 仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及、啓発を行います。

4 市民主体による取組

◇ワークライフバランスの正しい理解

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



精道中学校 1 年 田中 美和さん

私は芦屋が環境にやさしい街になったらいいなと思って描きました。ソーラーパネルについた屋根、一面に広がる芝生など環境について考えました。また、子どもがのびのびと遊べるように公園を描き、車は葉っぱなどの「緑のトンネル」を通り、地下を通っていくというのも工夫しました。

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 2 人々のつながりを安全と安心につなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

目標とする
10年後の
芦屋の姿

6

市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【基本構想】

心身が良好な状態でいることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかでいるためには、一人一人が自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

【関連する主な条例や課題別計画等】

特定健診・特定保健指導実施計画（平成 20～24 年度）
 健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）（再掲）
 新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年策定）
 市立芦屋病院改革プラン（平成 21 年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
特定健診・特定保健指導実施計画 （平成 20～24 年度）	保険者として、健康と長寿の確保と医療費の抑制のため、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、今後の生活習慣病有病者・予備軍を減少させるための健康診査・保健指導を計画的に行っていくもの。	高齢者の医療の確保に関する法律	第 19 条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5 年ごとに、5 年を 1 期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする。
健康増進・食育推進計画 （平成 21～24 年度） （再掲）	『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第 8 条第 2 項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
		食育基本法	第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
新型インフルエンザ対策計画 （平成 21 年策定）	平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（弱毒性・A/H1N1 等）への対応の教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 等）への対応を含め、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保するため、平成 21 年 12 月に対策計画を策定した。		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市立芦屋病院改革プラン (平成 21 年策定)	病院事業の収益構造が新医師臨床研修制度や 7 対 1 入院基本料が設けられたことなどの影響により悪化したことから、市民がより安心して受診することができる地域の中核病院としての医療体制の充実を図り、今後の病院事業を持続的かつ安定的に運営していくための抜本的な改革を行うことを目的に策定した。	公立病院改革ガイドライン（平成 19 年 12 月 24 日総務省自治財政局長通知）	

施策目標
6-1

市民が健康づくりに取り組んでいる

1 これまでの取組と課題

市民が心身の良好な状態を維持しているためには、生涯を通じて健康づくりを習慣にすることが必要です。

本市では、保健センターを拠点として、感染症対策や予防接種、母子保健事業、成人保健事業を行ってきていますが、平成21年（2009年）には「芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、「妊娠・出産期」、「乳幼児期」から「高年期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を総合的、計画的に推進しています。

しかし、死亡順位1位のがんについて市民の検診受診率が県内でも低いことや、大きな社会問題となっている自殺防止対策としてこころの健康にも取り組む必要に迫られています。

2 前期5年の取組の方向性

市民が心身を良好な状態にしていけるよう、継続して健康教育を行うとともに、生活習慣病の予防やがんの早期発見のために健康診査や検診の受診率を高め、予防接種を促進して感染症の拡大を防ぐ取組を進めます。

また、近年、対策を必要としている食育やこころの健康についても取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

- ・※¹ 特定健診やがん検診などの受診率の向上を目指します。
- ・予防接種の接種率の向上を目指します。

6-1-2 食育や食事バランスについての情報提供を行います。

- ・乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるよう支援します。

6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

- ・医師会などの関係機関との連携を深めます。
- ・健康相談、訪問指導、電話相談などにより相談業務を充実させます。
- ・健康づくりハンドブックなどによるストレスの解消法や休養について普及、啓発活動を推進します。

※¹ 特定健診

平成20年（2008年）4月から、健康保険組合、国民健康保険などの保険者に対し、40歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健康診査）および保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられることになった。

4 市民主体による取組

- ◇定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇予防接種を受けること。
- ◇健診後の積極的な自己ケア
- ◇十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇自分にあったストレス解消法の習得
- ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
屬
資
料

施策目標
6-2

市民が適切な診療を受けられる

1 これまでの取組と課題

^{※1} 地方公営企業法全部適用
地方公営企業法は、地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的で制定された法律で、この法を全部適用することで、これまで市長にあつた組織、人事などの権限が事業管理者に移行し、公営企業運営に求められる柔軟性、迅速性に富んだ意思決定が可能となる。

^{※2} 病院事業管理者
地方公営企業法の全部を適用することにより、地方公共団体の長が任命し、長と同じ権限をもって病院を経営する。

^{※3} 地域医療支援病院
平成9年(1997年)に地域における医療の確保のために必要な支援を行うことを目的として創設されたもので、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する病院のこと。

^{※4} がん診療連携拠点病院
全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、地域におけるがん診療連携を推進するための中核となる病院のこと。

^{※5} 緩和ケアユニット
がん等の末期の症状で治癒が難しい方の痛みや不快な症状等を和らげ、残された日々を最後までその人らしく全うして頂くことを支援する病棟・病床のこと。

2 前期5年の取組の方向性

地域医療の核となる市立芦屋病院が安定した運営を行いながら他の医療機関と連携して医療を提供していくことや、市民が安心できる救急医療体制を整えていくとともに、安心して医療を受けられるために、保険医療制度の適切な運営に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域医療機関との連携、調整を密にし、紹介率や逆紹介率の改善を図ります。
- ・市立芦屋病院は、^{※3} 地域医療支援病院の承認と、^{※4} がん診療連携拠点病院の指定を目指します。
- ・市立芦屋病院は、^{※5} 緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い、適切な医療を提供します。

6-2-2 適切な対処ができる救急医療体制を充実させます。

- ・広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。
- ・^{※1}救急救命士の育成と人員の確保に努めます。
- ・市立芦屋病院に^{※2}ICU室を設置するとともに、救急措置室の拡充、外科

^{※3}二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。

- ・制度改正に対応しながら、被保険者や助成対象者に対する各種制度を分かりやすく説明し、理解を深めてもらえるよう努めます。

4 市民主体による取組

◇かかりつけ医を持つこと。

◇正しい応急手当の習得

^{※1}救急救命士

高度の救命医療行為を許された有資格者のこと。平成3年(1991年)に施行された救急救命士法に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて資格を得ることができる。医師の指示のもと、特定の器具を用いた気道確保及び静脈路確保などができる。

^{※2}ICU室

(Intensive Care Unit)
集中治療室のこと。重症患者を収容して、最も効果的な治療を行うための病室。酸素テントや人工呼吸器などのほか、監視用の各種のモニターや記録装置を備え、医師・看護師のチームにより常時看護が行われる。

^{※3}二次救急

県が定めた医療圏域ごとに指定され、入院による治療を必要とする患者に対応する。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

7

高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【基本構想】

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るために、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていくよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができる、状況に応じて的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【関連する主な条例や課題別計画等】

地域福祉計画（平成 19～23 年度）（再掲）

第 5 次すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)（平成 21～23 年度）

障害者（児）福祉計画（第 5 次中期計画）（平成 21～26 年度）

第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地域福祉計画 (平成 19～23 年度) (再掲)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。（以下略）
第 5 次すこやか長寿プラン 21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) (平成 21～23 年度)	高齢社会の問題をすべての世代にわたる問題としてとらえ、保健福祉施策の総合化を図り、「人と人との助け合うぬくもりのある福祉社会」の実現を目指し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画。	老人福祉法	第 20 条の 8 市町村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
		介護保険法	第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
障害者（児）福祉計画 第5次中期計画 (平成21～26年度)	障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に發揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指し、障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針・目標を定めた計画	障害者基本法	第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
第2期障害福祉計画 (平成21～23年度)	障がいのある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるように、障がい福祉サービスにかかる給付、その他支援施策の方向性及び目標を定めた計画	障害者自立支援法	第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



岩園小学校 3 年 川本 真優さん

私は、未来の芦屋が自然がいっぱい落ち着ける、お年寄りセンターでは、みんなが助け合って笑顔で過ごせる街を考えました。

施策目標
7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

※¹介護保険

高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みのこと。

※²地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を一体的に実施するところで、高齢者に必要な援助及び支援を包括的に行う。

※³保健福祉センター

地域の保健福祉の拠点として、気軽に相談、利用できる施設として、平成22年(2010年)7月20日にオープンした。保健センター、福祉センター、歯科センターの3つの施設からなる。

※⁴民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。昭和23年(1948年)制定の民生委員法に基づき設置。名譽職で、任期は3年。

※⁵児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

※⁶福祉推進委員

社会福祉協議会会长が委嘱し、生きがいづくり活動や高齢者のつどい活動、訪問活動や見守り活動、地区福祉だよりの発行など、各地域において細やかな小地域福祉活動を行う。

1 これまでの取組と課題

介護や支援を必要とする場合でも住み慣れた地域で生活を続けることができるためには、地域において保健・医療・福祉の連携体制が確立され、必要なケアを途切れることなく利用できることが必要です。

平成18年(2006年)4月施行の※¹介護保険法の改正によって各市町村に※²地域包括支援センターが設置され、本市においても地域包括の仕組みによって保健・医療・福祉の連携が進んできました。

また、平成19年(2007年)に「芦屋市地域福祉計画」を策定し、住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援して互いに支え合う地域社会の実現のための取組を進め、平成22年(2010年)7月には、保健福祉の拠点として待望の※³保健福祉センターを開設しました。

加速する今後の少子化・高齢化に対応していくためには、地域で暮らす人々や、ボランティア、自治会、※⁴民生委員・※⁵児童委員、※⁶福祉推進委員などの地域と保健・医療・福祉の専門機関が連携し、安心して暮らせるための地域づくりを進めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

安心して暮らせる地域づくりのためには、より利用者に近い視点を持つ地域で活動する人たちの力が必要不可欠であることから、これらの人たちと保健・医療・福祉の関係者とが連携し、様々な情報や支援、サービスを身近に得ることができる環境の整備を進めます。

3 前期5年の重点施策

7-1-1 地域の住民や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体、保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する※⁷地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題をより広い地域で解決するシステムの構築を行います。
- ・できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療と介護、福祉等のサービスが日常生活の場で適切に提供されるための地域の体制として※⁸地域包括ケアの構想を具体化していきます。
- ・福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。
- ・市立芦屋病院と連携し、福祉センター内に医療相談所を開設します。

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

- ・地域包括支援センターをはじめ、介護保険の※¹ 地域密着型施設などに情報を集め、地域住民との交流会などを通じて地域に提供していきます。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及、啓発を行う様々な情報を発信します。
- ・手話通訳者を窓口に配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

- ・生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。

4 市民主体による取組

- ◇自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇身近な施設等の利用

(前ページ)

※⁷ 地域発信型ネットワーク

地域の総合的な福祉課題に対応するため、行政・福祉専門機関と自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取組を進めるシステムのこと。

(前ページ)

※⁸ 地域包括ケアの構想

可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、医療、生活支援サービス、住まいの4つを一体化して提供していくという考え方のこと。

※¹ 地域密着型施設

地域密着型サービスを提供する施設のこと。小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等がある。

施策目標
7-2

高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

1 これまでの取組と課題

※¹超高齢社会

一般的には65歳以上の人口が21%以上の社会のこと。

高齢化社会は7%以上14%未満、高齢社会は14%以上21%未満と言われている。

※²介護保険

高齢者の介護サービスや介護支援を保障するための社会保険制度の一種。高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みのこと。

本市の65歳以上の人口は平成27年（2015年）には25,000人を超え、市民のおよそ4人に1人が高齢者という※¹超高齢社会を迎えます。高齢社会を活力ある長寿社会とするためには、高齢者がいつまでも生きがいを感じて心豊かに住み続けられることが必要です。

本市では、高齢者福祉施策の基本方向等を示すため、※²介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）以降、3年ごとに「芦屋すこやか長寿プラン」を策定し、その時々のニーズや課題を整理しながら必要となるサービスの整備目標等を定め、それに向けた取組を進めてきました。

しかし、行政による各施策や事業の充実だけでなく、地域で活動する人や暮らす人の協働による取組が不可欠であることから、地域や関係機関等との幅広い連携が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

高齢者が生きがいを持って、自らの経験や知識、技能を生かしながら主体的に社会の一員としての役割を果たして自分らしくいきいきとした生活を送り、また、介護や支援が必要となった場合でも尊厳を持って住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、適切なサービスや地域での支えがある地域ケアの確立のための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、地域ケアの推進役を担う「※³高齢者生活支援センター」の機能を強化します。
- ・地域の様々な社会資源を活用し、※⁴地域発信型ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるよう、※⁵地域密着型サービス施設を整備します。
- ・判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択によって利用したり、自立した日常生活を営むことができるよう福祉サービスの利用促進を図るとともに、※⁶成年後見制度についての普及、啓発を強化します。

7-2-2 高齢者の生きがいづくりを推進します。

- ・高齢者の社会参加を促進します。
- ・生きがいづくりに関する情報を随時提供し、参加を呼びかけます。

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。

※³高齢者生活支援センター

本市では、地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内に4か所設置されている。

※⁴地域発信型ネットワーク

地域の総合的な福祉課題に対応するため、行政・福祉専門機関と自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取組を進めるシステムのこと。

※⁵地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスのこと。

※⁶成年後見制度

認知症や精神上の障がいにより物事を判断する能力が十分でない人を保護する制度で、法定後見制度と任意後見制度から成り立つ。

- ・高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。
- ・※¹ シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。

7-2-4 総合的な介護予防を推進します。

- ・介護予防事業の充実を図り、高齢者が継続的に介護予防に取り組めるよう自主グループの促進や高齢者生活支援センターの支援体制を強化します。
- ・介護予防事業への参加を促進するため、利用しやすい環境づくりと介護予防の必要性の普及、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇※² 地域ケア会議への積極的な参加
- ◇※³ 地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

※¹ シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、「自主・自立、共働・共助」を基本理念とし、高齢者が培ってきた知識や技能、経験を生かし、働くことを通じて健康や社会参加を促進し、生きがいの向上を図るため、高齢者の希望と経験、能力に応じた就業の機会を提供する公益法人のこと。

※² 地域ケア会議

地域発信型ネットワークのシステム下で開催される「ミニ地域ケア会議」や「小地域ブロック連絡会」を総称する会議のこと。

※³ 地域密着型サービス運営推進会議

介護保険法の「指定地域密着型サービスの運営に関する基準」において定められたもので、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に設置が義務づけられている。事業者が自ら設置し、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的としている。

施策目標
7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 これまでの取組と課題

※¹ 支援費制度

県や市町村がサービスの内容及び提供事業者等を決定する措置制度に代わり、障がいのある人自身が、希望するサービス及びサービス提供事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する障害者福祉サービス利用制度のこと。平成15年(2003年)4月に施行されたが、平成18年(2006年)4月、障害者自立支援法へ移行した。

※² 障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律のこと。平成18年(2006年)4月施行。

障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や状態、状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要です。

障がい者支援については、平成15年(2003年)に※¹ 支援費制度が導入され、障がい福祉サービスの利用が「措置」から利用者の自己選択、自己決定による「契約」へ転換されましたが、様々な課題が生じたことから制度の見直しがあり、平成18年(2006年)から「※² 障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の抜本的見直しが行われました。

本市では、障害者基本法に基づき、平成16年(2004年)と平成21年(2009年)に「芦屋市障害者(児)福祉計画」を、また、平成19年(2007年)と平成21年(2009年)には障害者自立支援法に規定されている「芦屋市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供や提供基盤の整備に努めてきました。

障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員として共に生き、支え合うまちを目指すには、地域での生活を支えるケア体制と地域での障がいに対する正しい理解と協力が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるよう、障がいへの正しい理解を促進する取組を進めるとともに、相談窓口、障がい福祉サービスの提供基盤や就労支援など、サービスの充実に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

- ・学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。
- ・当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

- ・権利擁護も含めた全ての相談に対応できるよう体制の充実を図ります。

7-3-3 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

- ・障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。
- ・発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します。

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

- ・就労に関する相談事業を拡充します。
- ・就労の場を提供します。
- ・※³ 特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を市の施設に受け入れます。

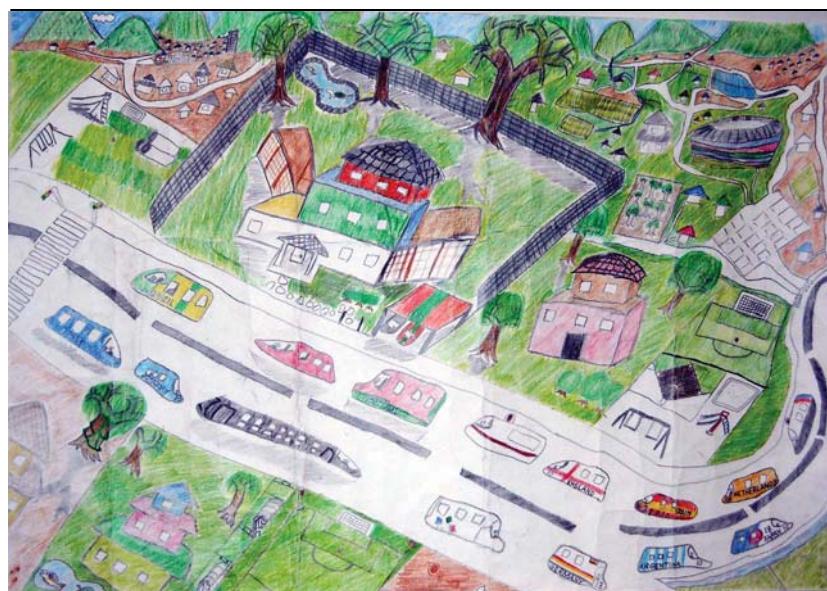
※³ 特別支援学校

障がいのある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う学校のこと。芦屋市内では、平成22年(2010年)4月に兵庫県が陽光町に設置した「県立芦屋特別支援学校」がある。

4 市民主体による取組

- ◇障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◇福祉ボランティア活動への理解と参加

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



打出浜小学校 5 年 桑山 鳩太郎さん

公園などはできるだけ緑（芝生）にしました。緑などをたくさん描きました。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

8

一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

【基本構想】

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなっています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないよう、市民一人一人の安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人一人が生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

市民の生活安全の推進に関する条例（平成 13 年条例第 17 号）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
市民の生活安全の推進に関する条例 (平成 13 年条例第 17 号)	市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に制定されたもの。		

施策目標
8-1

市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

※¹ 防犯協会

防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、少年の健全育成、覚せい剤等薬物乱用の防止、高齢者の防犯対策、悪質商法の被害防止、暴力の追放、風俗環境の浄化などの防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織のこと。

※² 青少年愛護活動

子どもたちが事件・事故に巻き込まれないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを進めること。

※³ 消費生活センター

消費者基本法に基づき、悪質商法、クーリングオフ、架空請求など、消費生活全般についてのトラブルなどの相談受付や出前講座等による啓発活動を行っているところ。

※⁴ 出前講座

市が行っている仕事で、市民が分からぬことや、聞きたいこと、暮らしに役立つ話や実技などについて、市職員が講師となって出向いて説明するもの。

1 これまでの取組と課題

様々な犯罪被害等に遭わないよう、子どもから大人まで一人一人が防犯意識や生活の知恵を大切にし、暮らしの安全・安心について意識向上させることが必要です。

本市では、学校での安全教育を行うとともに、※¹ 防犯協会や自治会、

※² 青少年愛護活動などを通じた啓発活動を行ってきました。

また、※³ 消費生活センターでの消費生活相談や、自治会や市民グループへの※⁴ 出前講座などによる啓発活動を行っています。

しかし、犯罪手口の多様化や巧妙化が進み、新たに発生する課題に迅速に対応していく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

暮らしの安全・安心への意識が高まるよう、引き続き、学校での安全教育に取り組むとともに、正確な犯罪情報、消費者安全情報等入手して情報提供や啓発を行い、防犯協会や自治会などの団体や警察などの関係機関と連携し、防犯意識を向上させる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。

- 学校での安全教育や、防犯活動を行う関係団体、地域活動などを通じた啓発活動によって、市民が自分自身の身を守るために防犯意識の向上を図ります。

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務の充実を図ります。

- 消費生活センターにおける情報提供を充実します。
- 弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。
- 地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を充実します。
- 学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。

4 市民主体による取組

◇ 身近な犯罪情報を知ること。

**施策目標
8-2**

犯罪が起きにくいまちになっている

1 これまでの取組と課題

犯罪が起きにくいまちになるためには、市民一人一人の防犯意識を広げて地域全体のものにしていく必要があります。

本市では、生活安全推進に携わる関係機関・団体等で構成する^{*1} 生活安全推進連絡会を設置し、情報交換や地域防犯活動の普及促進、安全意識を啓発するための協力などを行ってきました。また、地域での防犯活動を推進するため、^{*2} まちづくり防犯グループの結成や活動への支援を行い、グループ同士の情報交換や交流の場としてまちづくり防犯グループ連絡協議会を開催するとともに、学校園や愛護活動、防犯協会などとの連携を図ってきました。

さらに、自治会などの要望によって、防犯意識を高めるため、^{*3} 青色防犯灯を設置してきました。

今後も、継続して取組を進め、地域における犯罪をなくし、市民が安心して快適に生活できるよう、安全・安心なまちにしていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

犯罪が起きにくいまちになるよう、引き続き、地域の防犯活動への支援に取り組み、防犯協会などの関係団体、警察などの関係機関と連携するとともに、地域と協力して夜に暗がりになる場所を減らすなど、安全・安心なまちへの取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-2-1 犯罪を防ぐための活動を促進します。

- ・犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。
- ・地域における自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

8-2-2 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

- ・まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関する実態を把握し、対応についても地域と協議していきます。
- ・公益灯の補修、新設、容量変更による照度アップなどを継続して実施し、夜間通行不安箇所の減少を目指します。

4 市民主体による取組

◇地域を自分たちで守っていく活動への参加

◇通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

*1 生活安全推進連絡会

市民の生活安全の推進に関する施策を効果的に推進するため設置されたもの。防犯活動団体、自治会等地域活動団体、青少年健全育成活動団体、社会福祉活動団体、交通安全活動団体、社会教育関係団体、学校長会、高齢者団体、商工活動団体、警察その他の関係行政機関などで構成される。

*2 まちづくり防犯グループ

「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動や、まちの美化活動など安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。

*3 青色防犯灯

青色の光は、夜の闇の中では一番遠くまで届く性質をもっている。(ブルキニエ現象)
青色防犯灯設置や、巡回、地域パトロール、防犯啓発掲示などの施策の実施により、住民の自主防犯意識が高い地域としてのアナウンス効果があり、犯罪が抑止されると考えられている。



まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【基本構想】

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災会の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています。

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人一人が身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）
 都市計画マスターplan（平成 17～32 年度）
 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）
 地域防災計画（毎年更新）
 水防計画（毎年更新）
 国民保護計画（平成 19 年策定）
 耐震改修促進計画（平成 20～27 年度）

名称	解説等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
斜面地建築物の制限に関する条例 (平成 18 年条例第 17 号)	建築物の構造の制限及び容積率の算定に係る地盤面の設定に関し必要な事項を定めることにより、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の住環境との調和を図るとともに、斜面地の安全性を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第 50 条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域又は都市再生特別地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区的指定の目的のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
都市計画マスターplan (平成 17～32 年度)	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） (平成 19～32 年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第 4 条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地域防災計画 (毎年更新)	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とする。本編・資料編から構成される。	災害対策基本法	第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
水防計画 (毎年更新)	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とする。本編・資料編から構成される。	水防法	第 32 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
国民保護計画 (平成 19 年策定)	平成 17 (2005) 年 3 月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき、国の省庁などの指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれの立場で実施する国民の保護のための措置の内容や実施方法などについて国民保護法に基づいて定める計画。武力攻撃災害への対処や国民生活の安定に向けて行う措置の内容と実施方法を定める。	国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）	第 35 条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
耐震改修促進計画 (平成 20~27 年度)	今後発生が予想される地震による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進めるため、新たに住宅及び建築物の耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を示した計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第 5 条第 7 項 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

基
本
構
想

資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

施策目標
9-1

家庭や地域、行政の防災力が向上している

1 これまでの取組と課題

災害など万が一のときには的確に行動するためには、それぞれの家庭や地域で実際に活動できるように日頃から備えておくことが必要です。

本市では、^{*1}自主防災会の結成を促し、防災倉庫を活用した防災訓練などへの支援を行うとともに、土砂災害警戒区域や避難所を掲載した防災情報マップを作成して配布するなど防災意識の向上に努めてきました。

しかし、新たな市民の転入などに伴い、今後も震災の経験を継続して活かしていく取組を行っていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

家庭や地域の防災力を高めるため、市民一人一人が自分の身は自分で守ることができるよう日頃から心がけを促すことや、地域で被害を最小限に抑える活動や^{*2}災害時要援護者を支援できる仕組みを整えていくための取組を支援するとともに、災害の経験や教訓を風化させることなく、次の世代へ様々な場で語り継いでいくための取組も継続して行います。

また、行政においても、火災や交通事故などの日常起こりうる災害に対する消防・救急救助体制の充実を図るとともに、地震等の大規模な自然災害に対する防災体制を充実させていきます。

さらに、近年の^{*3}ゲリラ豪雨などの浸水被害については住民避難の考え方も変わってきており、最新の防災に関する調査や研究に注目しつつ、本市としての対応に取り組みます。

3 前期5年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。

- ・市民一人一人の防災意識を高めるための周知、啓発に努めます。
- ・災害時に様々な伝達手段を活用し、正確な情報を発信します。
- ・防災訓練の実施などにより、災害時に備えます。
- ・災害時に要援護者を地域の人たちで支援できる仕組みづくりを進めます。
- ・災害の経験や教訓を風化させることなく次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・^{*4}統合型発信地表示システムの導入などにより、現場到着時間の短縮を目指します。

^{*4}統合型発信地表示システム

固定電話からの119番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。

- ・消防車両の更新や^{*1} 救急救命士の育成、消防団との連携強化などにより、総合的な消防体制の強化を図ります。

9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

- ・地域防災計画の毎年の更新は、最新の災害対応への考え方を取り入れながら行います。
- ・^{*2}災害時相互応援協定を強化するため、広域的な連携を推進します。
- ・市民ニーズを取り入れた備蓄食料・備蓄物資の充実を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇住宅用火災警報器の設置
- ◇的確な119番通報
- ◇消防団への入団

^{*1}救急救命士

高度の救命医療行為を許された有資格者のこと。平成3年(1991年)に施行された救急救命士法に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格して厚生労働大臣の免許を受けて資格を得ることができる。医師の指示のもと、特定の器具を用いた気道確保及び静脈路確保などができる。

^{*2}災害時相互応援協定

地震等による災害時の相互応援について協定したもの。神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定など。

市制施行70周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校4年 川上 瑞尉さん

太陽光発電や風力発電が普及し、CO₂を排出する化石燃料が使われなくなります。自然エネルギーで発電された電力により、水を電気分解してH₂をつくりだし、乗り物などのエネルギーにします。またモナコに似た地形を活用し、観光にも力を入れます。

施策目標
9-2

災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² 防災行政無線システム

気象情報や土砂災害情報、津波情報など重大な影響のある緊急情報を、該当地区または市内一斉に周知する手段として活用し、災害警戒時や発生時の避難に関する情報や災害発生後の復旧時における生活支援情報を提供するシステムのこと。平常時には行政情報も提供することも可能となっている。

地震などの災害から私たちのまちを守っていくためには、六甲山麓や芦屋川、宮川などの河川、海岸などの防災対策とともに、建物等が災害に強くなっていることが必要です。

本市では、※¹ 阪神・淡路大震災以降、飲料水兼用耐震性貯水槽や防災倉庫の整備、災害時に緊急情報を市内一斉に伝達するための※² 防災行政無線システムとして、市内全域に30か所以上の屋外拡声器を設置してきました。

また、災害に強い六甲山麓にするため、国や県、市民団体などと連携した植樹活動を行うとともに、河川においては芦屋川の増水警報システムを設置し、県においては芦屋川や宮川の河川改修を行ってきました。

さらに、学校園などの施設の耐震改修や、民間住宅の耐震診断や耐震改修を促進するための助成も行ってきています。

しかし、公共施設全ての耐震化が終了していないため、引き続き耐震化に取り組むとともに、住宅などの民間建築物の耐震化率を上げていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

災害に強い安全なまちとなるため、引き続き、国や県とも連携しながら六甲山麓や芦屋川、宮川などの安全性を自然環境に配慮しながら高めていくとともに、住宅などの建物や上・下水道などの都市基盤施設の防災・減災機能を向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。

- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について自治会等を通じて広く市民に周知することや、耐震の必要性を理解してもらう工夫を行いながら住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。

9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

- 既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきます。
- 市有建築物について順次耐震化を進めます。
- 上・下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。
- 浸水被害の軽減に努めます。
- 地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実を図ります。

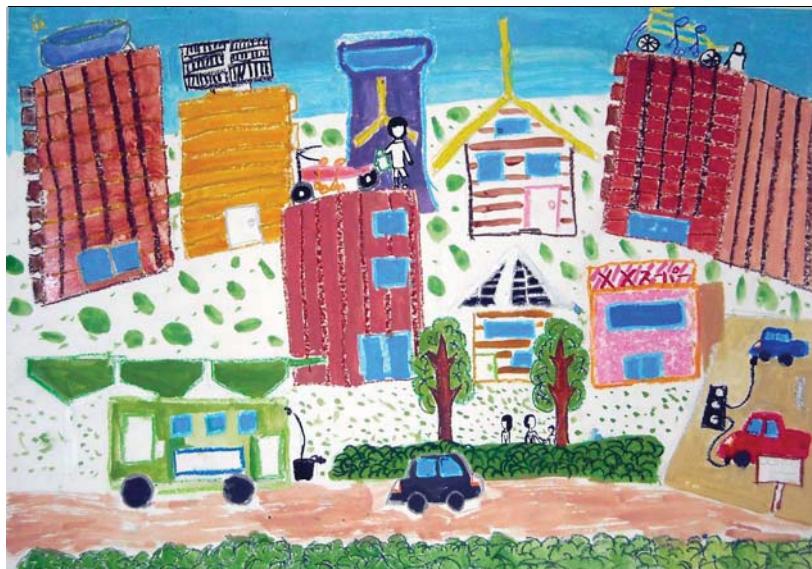
4 市民主体による取組

- ◇建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇※¹ フェニックス共済への加入

※¹ フェニックス共済

「兵庫県住宅再建共済制度」のこと。兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて住宅再建共済制度を平成17年(2005年)9月からスタートしたもので、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度となっている。

市制施行70周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手小学校5年 宮原 千波さん

私はエコで緑がいっぱいの芦屋を描きました。絵には、発電機がたくさん描いてあります。左から雨の力で発電する機械、太陽光発電2つ、風力発電2つです。真ん中と一番右にある自転車のような機械は、濁いで汚い水をきれいな水に換えるという機械です。走っている車はすべて電気自動車です。建物もすべて木材を使い、道路はアスファルトを使わずに砂でできています。自然と一緒に生活できる街になると私は思います。

第3章 人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標とする 10 年後の芦屋の姿
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標とする 10 年後の芦屋の姿
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

目標とする 10 年後の芦屋の姿
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

目標とする
10年後の
芦屋の姿

10

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成 16 年（2004 年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大坂湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなみの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなみの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資本料構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章
前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 都市景観条例（平成 21 年条例第 25 号）
 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）
 住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）
 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）
 建築協定に関する条例（昭和 43 年条例第 23 号）
 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年条例第 27 号）
 斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）（再掲）
 都市計画マスター プラン（平成 17～32 年度）（再掲）
 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）（再掲）
 都市景観形成基本計画（平成 8 年策定）
 景観計画（平成 24 年度策定予定）
 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）
 森林整備計画（平成 19～28 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
都市景観条例 (平成 21 年条例第 25 号)	緑ゆたかな美しい芦屋の景観を保全育成し、あるいは創出するため市長・市民・事業者等の責務を明らかにし、建築物等に対するデザイン面外観の意匠又は色彩等について助言（指導）によって優れた景観の形成を誘導するものとして制定したもの。		
緑ゆたかな美しいまちづくり条例 (平成 11 年条例第 10 号)	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念、及び環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したもの。		
住みよいまちづくり条例 (平成 12 年条例第 16 号)	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資する条例		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例 (平成8年条例第25号)	良好な住環境と教育環境を保全するため、遊技場及びホテルについて規制を行い、国際文化住宅都市としての個性を維持することを目的に制定されたもの。		
建築協定に関する条例 (昭和43年条例第23号)	住環境の維持保全等のため関係権利者が、建築物（敷地・位置・構造・用途・形態・意匠）又は建築設備に関する基準を自主的に策定し、市長の認可を受けて協定を締結することができる旨を定めたもの。	建築基準法	第69条 市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するに必要と認める場合においては、土地の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。次条第3項、第74条の2第1項及び第2項並びに第75条の2第1項、第2項及び第5項において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地については、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定（以下「建築協定」という。）を締結することができる旨を、条例で、定めることができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成14年条例第27号)	地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。
斜面地建築物の制限に関する条例 (平成18年条例第17号) (再掲)	建築物の構造の制限及び容積率の算定に係る地盤面の設定に関し必要な事項を定めることにより、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の住環境との調和を図るとともに、斜面地の安全性を確保することを目的に制定されたもの。	建築基準法	第50条 用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域又は都市再生特別地区内における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で当該地域又は地区的指定のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。
都市計画マスタープラン (平成17~32年度) (再掲)	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成4年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） (平成19~32年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
都市景観形成基本計画 (平成 8 年策定)	景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画	芦屋市都市景観条例	第 4 条 市長は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画(以下「景観形成基本計画」という。)を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。
景観計画 (平成 24 年度策定予定)	景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画である。 景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置が可能となる。	景観法	第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。
第 2 次環境計画 (平成 17~26 年度)	市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示し、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画で、市が目指す環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや～エコ・ライフ・ミュージアム～」とし、その実現に向けた 5 つの基本目標と、7 つの基本方針を示している。芦屋市環境計画を見直し、平成 17 年 7 月に策定。	緑ゆたかな美しいまちづくり条例	第 7 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。
森林整備計画 (平成 19~28 年度)	民有林について全国森林計画に定める造林面積等の目標や基準を各地域の特性に応じて実施運用するため、森林計画区毎に森林施業上の指標を設定し森林整備の方向を定める計画	森林法	第 10 条の 5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、5 年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。(以下略)

施策目標
10-1

自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

1 これまでの取組と課題

本市では、健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために市民と行政がそれぞれの役割分担のもとで協働して取り組むよう、平成11年（1999年）に「緑ゆたかなまちづくり条例」を制定しました。

平成16年（2004年）の「^{※1}芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなみも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。

また、庭園都市アクションプログラムを進め、さらに、平成20年（2008年）に「芦屋市緑の基本計画」を策定して花と緑いっぱいのまちづくりを推進し、平成17年（2005年）に策定した「第2次芦屋市環境計画」では人と自然とのふれあいを目標の一つとして具体的な取組を進めています。

2 前期5年の取組の方向性

自然と緑を守り、創り、育てる文化が継承されていくため、六甲山など芦屋市域よりも広い範囲の緑を守るとともに、芦屋川や宮川などの河川沿い、道路、公園、広場などの公共空間や、市域の大部分を占める住宅地に花や緑を増やす取組を進めます。

また、自然環境を守るため、自然とふれあう環境を整え、自然を大切にする意識を醸成するための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-1-1 まちなみを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。

- ・市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・公共空間の花と緑を守り育てます。
- ・主要な道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・緑ゆたかな「^{※2} 緑の保全地区」を守り、緑化重点地区や緑化への助成によって緑化推進を図ります。
- ・緑ゆたかな環境を与える^{※3} 保護樹等の更なる指定を行い、緑を大切に保護していきます。

10-1-2 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

- ・芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川として、宮川は^{※4} 多自然型の川を目指し、人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めていきます。
- ・山の自然と親しめる環境を保全します。

^{※1}芦屋庭園都市宣言

本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区を「緑の保全地区」に指定している。

^{※2}保護樹・保護樹林

緑ゆたかなまちづくり条例第35条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木又は樹木の集団のこと。

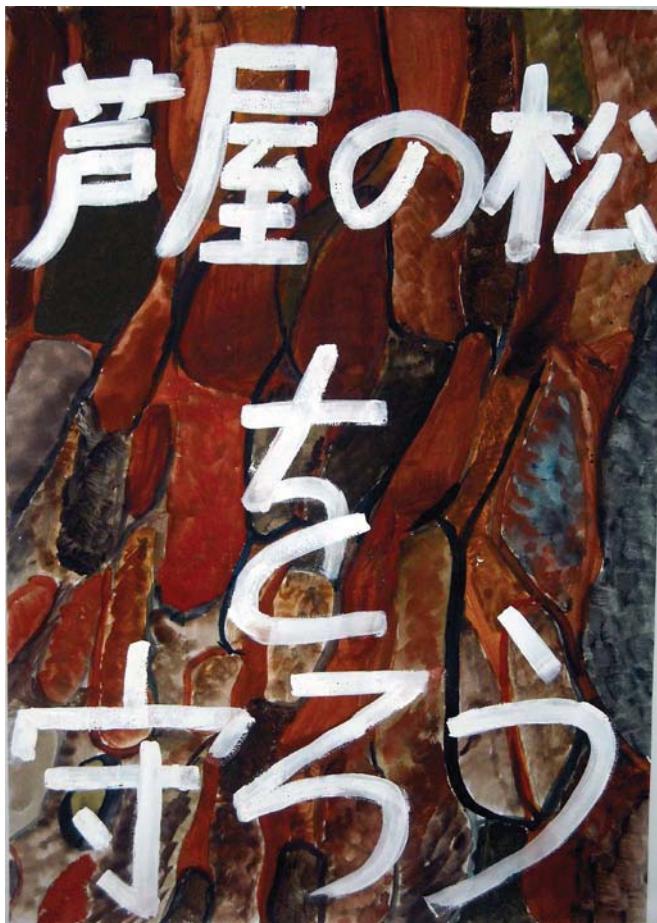
^{※4}多自然型の川

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境ができるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめた自然環境に配慮した河川のこと。

4 市民主体による取組

- ◇※¹ オープンガーデンへの参加
- ◇※² 花と緑のコンクールへの応募
- ◇地域での花壇活動への参加
- ◇保護樹、保護樹林指定への協力

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



山手中学校 1年 大野 晃嗣さん

芦屋市が松を大切にしているという新聞の記事を読んでこの絵を描こうと思いました。

※¹ オープンガーデン

「芦屋庭園都市」を実現していくための重要なアクションプログラムのひとつで、市が主催して市内の緑化グループが中心となり、平成18年(2006年)から毎年4月に10日間あまりにわたって開催される。平成21年度(2009年度)からはスタンプラリーも行い、年々参加者や見学者も増え活況を呈している。

※² 花と緑のコンクール

個人の庭やコミュニティ花壇等で年間を通して育てられている花や緑の写真を募集し、園芸専門員等による審査の結果、優秀な活動に対して表彰している。

施策目標
10-2

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

1 これまでの取組と課題

※¹ 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画(土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等)を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

※² 建築協定

建築物を建築する場合に、地域のよりよい環境を創っていくために、その地域住民全員の合意のもとに、まちづくりのための基準を定めてお互いに守りあっていくことを約束する制度のこと。

土地の細分化などが進み変わりつつある芦屋のまちなみについて、市民と行政で考えていくことが必要です。

本市では、市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成のため、平成12年(2000年)に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を制定し、市民、建築主、宅地開発事業者等と市の責務や基本となる事項などを定めるとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う※¹ 地区計画や※² 建築協定の取組を進めてきました。

さらに、平成8年(1996年)に制定した「芦屋市都市景観条例」を平成21年(2009年)に全面改正するとともに、市全域を景観法で定める景観地区に指定し、国際文化住宅都市にふさわしい魅力ある景観をつくり出し、個性ゆたかで快適なまちを目指しています。

2 前期5年の取組の方向性

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和していくためには、これまでの成果を更に確実にしていくための取組を進めていくとともに、建築物だけでなく屋外広告物を含む工作物についても周辺の景観と調和した美しいまちなみとなる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

- ・芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。
- ・※³ 景観行政団体となり、芦屋市屋外広告物条例を策定し、広告物も含めた総合的な景観行政を行います。
- ・地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため、地区計画を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇景観地区についての理解と協力
- ◇景観計画策定への協力
- ◇住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇住宅等の道路との敷き際への花木の植栽

目標とする
10年後の
芦屋の姿

11

環境にやさしい清潔なまちでの暮らししが広がっている

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資本構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章
前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）（再掲）
 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成 19 年条例第 13 号）
 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 32 号）
 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）（再掲）
 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）（再掲）
 環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）（平成 23～27 年度）
 一般廃棄物処理基本計画（平成 17～26 年度）
 分別収集計画（平成 23～27 年度）
 芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
緑ゆたかな美しいまちづくり条例 (平成 11 年条例第 10 号) (再掲)	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したもの。		
清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 (平成 19 年条例第 13 号)	通称：市民マナーライン 歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定したもの。		
廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (平成 12 年条例第 32 号)	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されたもの。		

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
第2次環境計画 (平成17~26年度) (再掲)	市の諸計画に環境保全・創造面からの指針を示し、市民・事業者・市の活動等を環境配慮型へ誘導していくことを目的とした計画で、市が目指す環境の姿を「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや～エコ・ライフ・ミュージアム～」とし、その実現に向けた5つの基本目標と、7つの基本方針を示している。芦屋市環境計画を見直し、平成17年(2005年)7月に策定。	緑ゆたかな美しいまちづくり条例	第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。
緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） (平成19~32年度) (再掲)	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとするもの。	都市緑地法	第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
環境保全率先実行計画 (あしやエコオフィスプラン) (平成23~27年度)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年(1998年)）に基づき、市が自ら環境への負荷の低減に率先した取組を行うとともに、特に地球温暖化防止対策として温室効果ガスの削減に向けた行動計画。	地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
一般廃棄物処理基本計画 (平成 17~26 年度)	地球規模での環境問題の深刻化に対応して、平成 10 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」、平成 11 年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が環境保全に向けた取組を進めるために制定された状況を踏まえ、平成 7 年 3 月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」を総合的に見直したもの。	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
分別収集計画 (平成 23~27 年度)	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示したもの。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。
芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画 (平成 21~25 年度)	芦屋処理区の公共用水域への影響を軽減させることを目的に、早急に合流式下水道の改善を図るもの。		

**施策目標
11-1**

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

近年、地球温暖化などの環境問題が深刻になっており、本市においても更に取り組んでいくことが必要です。

本市では、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指し、平成17年（2005年）に10年間の「第2次芦屋市環境計画」を策定し、^{*1}芦屋エコライフの普及や環境への負荷の低減への取組を進めるとともに、平成19年（2007年）に「第2次芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）」を策定して事業者としての取組も行っています。

今後も、これらの取組を更に確実に進めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

市民が環境に配慮した暮らしをし、環境にやさしいまちとなるよう、自然環境を守り、まちなかの緑を増やす取組を進めるとともに、環境への負荷を低減するため、ごみの減量化、再資源化及び太陽光発電などの省エネルギーの推進などに取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

11-1-1 市民が省エネルギー・リサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。

- ・住宅用太陽光発電など、省エネルギー設備等について国、県等の動向を見ながら普及促進に努めます。
- ・ごみの減量化・再資源化を目的とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、廃棄物の^{*2}リデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組みます。
- ・身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。

11-1-2 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や^{*3}公共用水域の水質保全など、環境に配慮した取組を推進します。

- ・公共用水域の水質保全に努めます。
- ・環境への負荷が少ない適切な廃棄物の処理を行います。

4 市民主体による取組

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入、利用
- ◇建物の新築・増改築時における^{*4}雨水浸透施設の設置
- ◇ごみの分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り

^{*1}芦屋エコライフ

第2次環境計画において、本市の環境課題や目指す環境の姿を共有し、それぞれの立場で実行すべき取組を考え、行動していくライフスタイルを芦屋エコライフと定義し、人と環境とのすこやかな関わりの構築に向けたライフスタイルの普及を目指している。

^{*2}リデュース・リユース・リサイクル

リデュースは、ごみの発生を抑えること。リユースは、再使用すること。リサイクルとは、再資源化（再生利用のこと）。

^{*3}公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。

^{*4}雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるために設置する雨水浸透ます、浸透管などをいう。

施策目標
11-2

清潔なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

美しいまちなみを形成するためには、まちを清潔に保ち、不快な思いをせずに生活できることも必要です。

本市では、平成19年（2007年）に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナーライフ条例）によって、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について定め、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のための取組を進めてきています。

これらの取組の成果は表れてはいますが、まだ十分とは言えず、今後も更に周知徹底に努めていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

清潔なまちとなるよう、（通称）市民マナーライフ条例の取組を更に進め、市外から来られる方への周知とともに、市民一人一人のマナーが向上し、ごみの散乱や投げ捨て、落書きなど他人の迷惑になるような行為ができないようなまちの雰囲気にしていくよう取り組みます。

3 前期5年の重点施策

11-2-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナーライフ条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

- ・市内公共施設における^{※1}受動喫煙防止対策を推進します。
- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナーライフ条例の充実を図ります。
- ・市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。

4 市民主体による取組

◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

◇市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策

目標とする
10年後の
芦屋の姿

12

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資本構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

交通バリアフリー基本構想（平成19年策定）

交通安全計画（平成23年度改訂予定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
交通バリアフリー基本構想 (平成19年策定)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行され、高齢者、障がいのある人などの自立した日常生活および社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的として、鉄道駅などの旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化や高齢者、障がいのある人などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、バリアフリー化を重点的・一体的に推進を図ることとしている。	バリアフリー法 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。
交通安全計画 (平成23年度改訂予定)	「交通事故のない芦屋を目指して」、「人優先の安全思想」を基本理念に、人命尊重の観点から、究極的には交通事故のない芦屋を目指して策定されたもの。	交通安全対策基本法	第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

**施策目標
12-1**

交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

市内を安全に移動できるようになるためには、道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、お互いに配慮して気持ちよく利用できるよう交通マナーを向上していくことが必要です。

本市では、交通事故のない芦屋を目指し、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通安全計画」を策定し、市民の交通安全に関する意識の普及を図る取組を進めてきました。

しかし、交通事故の発生件数は横ばいを続けており、効果的な取組を行う必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまでの取組を充実するため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携を強化しながら、自動車や自転車などに乗る人や歩行者一人一人の交通ルールとマナーの向上を目指して取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。

- ・チャイルドシートの着用など、子どもを交通事故から守るための周知、啓発に努めます。
- ・子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。
- ・自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い、周知、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

◇道路を利用する全ての人が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める。

◇お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける。

◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する。

施策目標
12-2

公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

1 これまでの取組と課題

※¹バリアフリー

高齢者や障がいのある人が生活・行動する上で妨げとなる障壁(バリア)をなくし安心して暮らせる環境をつくること。

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがどこでも気軽に安心して移動できるためには、道路や建物などが※¹ バリアフリー化されていることが必要です。

本市では、高齢者や障がいのある人などが円滑に移動でき、建築物等の施設を利用しやすくするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区を重点整備地区として定め、特に平成 22 年度（2010 年度）までに実施する事業を中心にバリアフリー化に取り組んできました。

今後も、公園や道路のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

重点整備地区で長期的に実施する取組を進めるとともに、その他の道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物などのバリアフリー化についても優先順位をつけながら進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。

- ・歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー基本構想に基づき、市役所周辺のバリアフリー化について取り組みます。

12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ソフト面では、「※² ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がいのある人などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。

※² ユニバーサル社会

年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人一人が持てる力を發揮して元気に活動できる社会のこと。「だれもが暮らしやすい社会」「だれもが参加できる社会」を目指す。

4 市民主体による取組

◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと。

**施策目標
12-3**

市内を安全かつ快適に移動できる

1 これまでの取組と課題

移動手段を持たない人でも快適な暮らしができるためには、道路や橋りょうが安全に通行できるとともに、歩道が整備され、公共交通が利用しやすくなっていることが必要です。

本市では、道路や橋りょう、防護柵などの維持管理とともに、新たな道路の整備や区画整理事業においては歩道の整備を行ってきました。また、道幅が狭く歩道を確保できない道路については、自動車などがスピードを出せない工夫を行ってきています。

また、駐輪場の増設や、違法駐輪の撤去など、歩行者の安全確保に努めてきました。

しかし、歩道が整備できない道路への対策や、市内の南北交通が不便なことからバス路線などの改善を求める声もあります。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが安全かつ快適に移動できるよう、道路や交通安全施設を適切に整備・維持管理し、歩道を整備できない道路については、引き続き歩行者の安全を確保するための工夫を進めるとともに、バスや鉄道といった公共交通を利用しやすくするための取組を検討します。

また、歩行者の安全確保のために違法駐車・駐輪がなくなるよう、市内の店舗や鉄道駅周辺の駐車場や駐輪場を利用しやすくするための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・道路、橋りょう等を計画に基づき修繕、整備します。
- ・歩道が未整備の道路については歩行者の安全が確保できるよう、様々な工夫に努めます。

12-3-2 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。

- ・JR芦屋駅南側の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。

12-3-3 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。

- ・バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。
- ・山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。
- ・社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の^{※1}都市計画道路のあり方について研究します。

12-3-4 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。

^{※1}都市計画道路

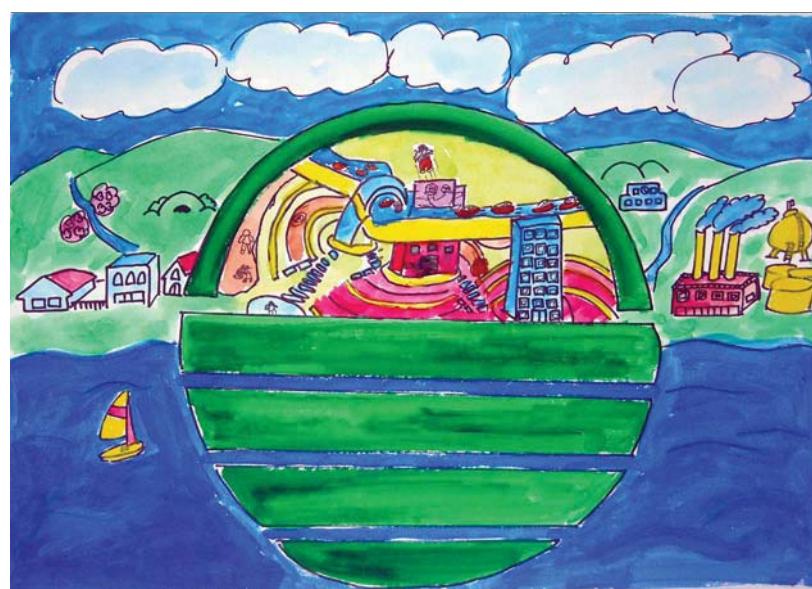
「都市の基盤的施設」として、都市計画法に基づき都市計画施設として定められた道路をいう。

- 既存の自転車駐車場施設を改良するなど、収容台数増加に取り組みます。
- 駅周辺の放置禁止区域における違法自転車等の撤去作業を継続して実施します。

4 市民主体による取組

◇駐車場や駐輪場の利用

市制施行 70 周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



浜風小学校 6 年 森下 鳩斗さん

未来の芦屋は、みどりと海に囲まれているけれど、科学が発達してタイヤのない車や飛び出す映像の広告があつたりする。自然と科学のミックスした町。

目標とする
10年後の
芦屋の姿

13

充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まっています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎える、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資本料構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）（再掲）
 都市計画マスターplan（平成 17～32 年度）（再掲）
 住宅マスターplan（住生活基本計画）（平成 20～29 年度）
 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～41 年度）
 水道施設整備計画（平成 18～41 年度）
 公共下水道事業計画（平成 23～28 年度）
 下水道中期ビジョン（平成 23 年度策定予定）
 公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針（平成 22 年策定）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
住みよいまちづくり条例 (平成 12 年条例第 16 号) (再掲)	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資する条例		
都市計画マスターplan (平成 17～32 年度) (再掲)	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
住宅マスターplan(住生活基本計画) (平成 20～29 年度)	今後の住宅政策の基本的指針を示すとともに、各分野との連携のもと、これに基づく施策の体系化を図り、市民の住生活の安定の確保及び向上を基本に、市民、事業者と行政等の参画と協働によるすまい・まちづくりを総合的かつ効果的に進めていくために策定。	住生活基本法 (都道府県住生活基本計画の策定指針まで記載)	第 17 条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。
市営住宅等ストック総合活用計画 (平成 22～41 年度)	今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用手法を定め、長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めて事業を推進することにより、ストックの長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として策定したもの	平成 21 年 3 月 27 日国住備第 147 号国土交通省住宅局長 公営住宅等長寿命化計画の策定について	公営住宅等の分野において、確実な点検の実施及びその点検結果に基づく維持管理により更新コストの削減を目指すため、平成 21 年度より、公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善を推進していくこととする。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
水道施設整備計画 (平成 18~41 年度)	施設上の課題、財政上の課題を基に設定された事業認可事業の基本方針（いつでも安全な水を安定して供給することに主眼に、国が示した水道ビジョンを勘案して策定したもの。）	水道法	第 2 条の 2 地方公共団体は、当該地域の自然的・社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。
公共下水道事業計画 (平成 23~28 年度)	適正な下水道事業の運営を行うことを目的として、継続して良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全および地域環境の向上を図るもの。	下水道法	第 4 条第 1 項（前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第 6 条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。）
下水道中期ビジョン (平成 23 年度策定予定)	地域の現状と課題を踏まえ、地域住民等にとって分かり易い成果目標を設定し、地域の将来像の実現に向けた下水道の取組方針を定めることを目的とする。		
公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針 (平成 22 年策定)	古くなった公共施設の長寿命化を図り、その施設の社会的需要、老朽度、改修時の費用対効果を総合的に勘案し、それぞれの施設にとって解体・用途変更・改修・改築などどれがよりよい方法か、公共施設の計画的保全と長寿命化を目指すもの。		

基本構想
第1章
基本構想
第2章
基本構想
第3章
基本構想
第4章
基本構想
資本構想

前期基本計画
について

前期基本計画
第1章

前期基本計画
第2章

前期基本計画
第3章

前期基本計画
第4章

附属資料

施策目標
13-1

良質なすまいづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

芦屋らしい美しい景観の大きな要素である住宅が周辺の景観と調和していることも必要ですが、安全と安心のためのすまいづくりも必要です。

本市では、これまで培われてきた芦屋のまちのよさを次の世代に継承しながら住宅都市として成熟していくため、平成20年（2008年）に「芦屋市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めています。

また、今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用方法を定めるため、平成22年（2010年）に「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」を策定して安全で快適なすまいを長期にわたって確保することを目指しています。

このような状況の中で、近年、耐震改修、^{※1}バリアフリー改修等の住宅リフォームや集合住宅の維持管理に関する相談窓口への需要が高まっています。

2 前期5年の取組の方向性

これまで取り組んできた良好な住環境の形成と、良質な住宅供給の促進や市営住宅等の耐震化とともに、既存の戸建住宅、集合住宅の耐震化やバリアフリー化の促進、維持管理のための相談体制や情報提供の充実などに取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。

- ・緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。
- ・住みよいまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。

13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。

- ・総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。
- ・既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。

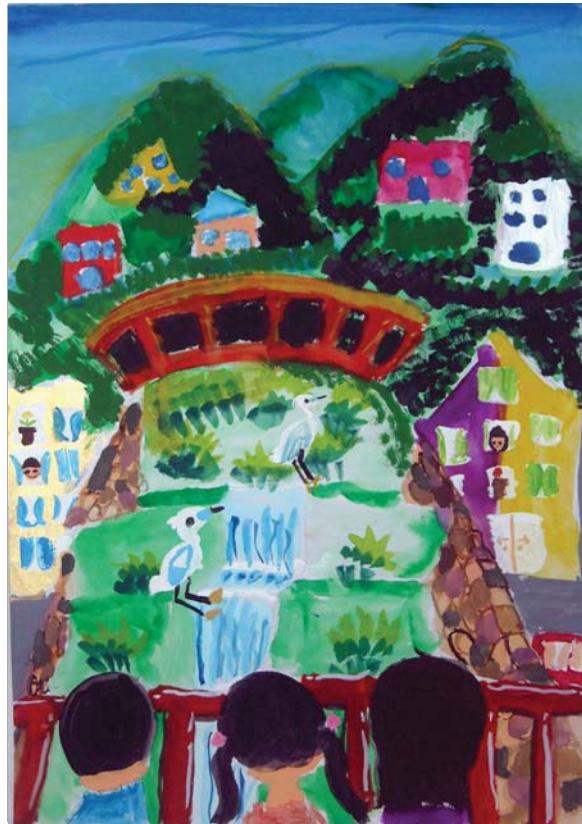
13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

- ・市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

市制施行70周年 未来のあしや絵画コンクール受賞作品



宮川小学校4年 山野 楓さん

私は、芦屋川の橋から見える六甲山と芦屋川の緑いっぱいのきれいな風景が大好きです。この絵には、未来にたくさんの建物が建ったとしても、わたしが大好きな緑を残してほしいという想いをこめました。

**施策目標
13-2**

住宅都市としての機能が充実している

1 これまでの取組と課題

※¹ 阪神・淡路大震災

平成7年(1995年)1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3を記録した地震による都市灾害。兵庫県では約6,400人以上(関連死を含む)の死者を出した。本市では死者444人、全壊4,722棟、半壊4,062棟、一部損壊4,786棟にのぼった。地震名は平成7年(1995年)兵庫県南部地震。

※² アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれており、現在では、原則として製造等が禁止されている。アスベスト繊維は、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺癌を起こす可能性があることが知られている。

快適な暮らしを支えていくためには、住宅都市に必要な都市施設が適切に整備・維持管理されていることが必要です。

本市には、道路、橋りょう、公園や上・下水道施設をはじめ、市営住宅、学校園、病院、福祉施設、集会所施設、社会教育施設、市庁舎等の様々な施設があります。※¹ 阪神・淡路大震災を教訓に、多くの人が利用する施設、病院、学校園などを優先して耐震化や※² アスベスト対策などへの対応を行ってきました。

現在、市が保有する多くの既存施設の老朽化が進んでいます。近年は、震災当時に損傷を受けた部分の改修を行ったのみで、厳しい財政状況から根本的な改修を行えていない状況です。このため、既存施設のあり方を検討しつつ、計画的な改良と維持管理が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

住宅都市としての機能を有効に活用できるよう、既存施設の状況把握や対処が必要な部分の洗い出しを行い、優先順位をつけながら、暮らしに必要な都市施設が安全で快適に利用できるよう、計画的な改良や維持管理に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

13-2-1 都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

- ・市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。
- ・水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。
- ・下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。
- ・公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。

**施策目標
13-3**

市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 これまでの取組と課題

芦屋に暮らす人が快適に生活するためには、消費生活の利便性を高める必要があります。

本市では、JR芦屋駅北側の再開発事業以降は、中小企業への融資とともに、芦屋市商工会と連携して商店街の空き店舗対策や商業活性化支援対策などを行ってきました。

しかし、5年ごとに行っている広域商業診断の平成20年（2008年）の結果では、芦屋の商業は、阪神・淡路大震災から復興したものの景気の低迷が続いていることに加え、特に近年は周辺部に相次いで大規模な商業施設ができることもあって、買い物客が市外に流れる傾向にあり、小売商業は厳しい状況となっています。

2 前期5年の取組の方向性

市民が便利に買い物などの消費生活ができるように、商店街の空き店舗対策など商店の集積を促進するとともに、文化やスポーツ教室など商業以外の機能、休憩スペース、歩きやすく安全で快適な歩道などといった消費者ニーズに的確に応えていけるよう、公共空間や商業共同施設などの商業環境の整備に努め、商工会と連携して商店街や商業者を支援する取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。

- ・商店街の活性化対策を支援します。
- ・安全で快適な商業環境を目指し、商業施設の整備を支援します。

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

- ・JR芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて歩いて楽しい商業空間となるよう、また、JR芦屋駅の南側へ乗降する人がより便利になるよう、JR芦屋駅南地区のまちづくりの中で、商業サービスのあり方を検討します。

4 市民主体による取組

◇身近な商店や商店街の利用

第4章 入々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針 4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

14 信頼関係の下で市政が展開している

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

目標とする 10 年後の芦屋の姿

15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

目標とする
10年後の
芦屋の姿

14

信頼関係の下で市政が展開している

【基本構想】

これからの中政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めていたかを問い合わせながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 情報公開条例（平成14年条例第15号）
 行政手続条例（平成11年条例第3号）
 個人情報保護条例（平成16年条例第19号）
 附属機関の設置に関する条例（平成18年条例第5号）
 情報提供の推進に関する指針（平成17年策定）
 附属機関等の設置等に関する指針（平成16年策定）
 人材育成基本方針（平成17年策定）
 危機管理指針（平成18年策定）
 新型インフルエンザ対策計画（平成21年策定）（再掲）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
情報公開条例 (平成14年条例第15号)	市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の持つ情報を一層公開することにより、市民と市との相互理解を促進し、公正で民主的な市政の実現に資することを目的に制定されたもの。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第26条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
行政手続条例 (平成11年条例第3号)	行政手続法に基づき、市が行う处分、指導及び届出に関する手続について、一定のルール化を図り、市の事務を一層公正で透明なものにして市民の権利や利益を保護しようとするもの。	行政手続法	第46条 地方公共団体は、第3条第3項において第2章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
個人情報保護条例 (平成16年条例第19号)	市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたもの。	個人情報の保護に関する法律	第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
附属機関等の設置に関する条例 (平成18年条例第5号)	法律や他の条令で定められていない附属機関（有識者等の意見を聴いて、市政に反映させることを主な目的とするもの。）の設置について規定するため制定されたもの。	地方自治法	第138条の4 第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
情報提供の推進に関する指針 (平成 17 年策定)	芦屋市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、公文書の公開と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するため、情報提供の推進について必要な事項を定めたもの。	情報公開条例	第 23 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開の実施と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
附属機関等の設置等に関する指針 (平成 16 年策定)	市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めたもの。		
人材育成基本方針 (平成 17 年策定)	市職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策（学習的風土づくり、職員研修の充実、人材育成推進体制等）を示したもの。	平成 9 年自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定すること。
危機管理指針 (平成 18 年策定)	危機管理の基本的な考え方を示し、様々な不測の事態に対する市の危機管理について整備・充実させ、市民の生命、身体、財産等への被害・影響や行政運営への支障を最小限に抑制するために示されたもの。		
新型インフルエンザ対策計画 (平成 21 年策定) (再掲)	平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ（弱毒性・A/H1N1 等）への対応の教訓を踏まえ、今後、発生が懸念される強毒性の新型インフルエンザ（H5N1 等）への対応を含め、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安全安心を確保するため、平成 21 年 12 月に対策計画を策定した。		

施策目標
14-1

市民参画による開かれた市政を運営している

1 これまでの取組と課題

開かれた市政のためには、市政に関する情報を積極的に市民へ開示するとともに、市民による市政参画が必要です。

本市では、平成14年（2002年）に「芦屋市情報公開条例」を施行し、平成17年（2005年）に「芦屋市情報提供の推進に関する指針」を策定して、情報提供と市民と行政の相互理解に努めてきました。

また、平成19年（2007年）に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を、平成20年（2008年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

しかし、依然として市政に関する情報が分かりにくいという声や、身近な施策や事業での市民参画の機会を求める意見などがあり、市民目線での情報提供を行うとともに、市民参画のあり方を状況に応じて検討する必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

市民参画による更に開かれた市政となるよう、市政に関する情報を市民に分かりやすいものとするための取組を進めるとともに、市政への参画のあり方や、施策を市民目線で見直すなどの取組を進めていきます。

3 前期5年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信し、透明性の確保に努めます。

- ・市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信します。
- ・情報提供の推進に関する指針に基づき、情報提供の充実に努めます。

14-1-2 市民参画の機会の充実に努めます。

- ・※¹パブリックコメントでの意見募集や※²附属機関等の委員を市民から公募するなどの市民参画の仕組みを、時代に合うように市民と協働で見直します。

14-1-3 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。

- ・※³施策評価に基づいた事業計画を作成するサイクルを確立します。
- ・成果に重点を置いた施策評価を外部の専門家や市民の参加を得ながら定着させていきます。

4 市民主体による取組

- ◇市政に関する情報の積極的な利用
- ◇市民参画の機会への積極的な参加

※¹施策評価

行政評価の手法のひとつで、評価の対象を施策に置くもののこと。

**施策目標
14-2**

変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 これまでの取組と課題

市民から信頼される市政を進めていくためには、公正の確保や法令遵守はもとより、変化に対応できる柔軟な組織運営を行っていくことが必要です。

本市では、柔軟でスリムな行政システムを目指し、組織の簡素化や職員数の削減などに取り組んできました。また、平成17年（2005年）に「“あしや”人材育成基本方針」を作成し、社会経済情勢の変化に的確に対応できる職員の育成を目指してきました。

行政が行う業務が多様化、複雑化することによって、施策分野における専門性が必要になってきていますが、施策間の連携や組織横断的な視野がより必要になっています。

また、※¹ 指定管理者制度の導入や業務委託の増大に伴って管理能力の向上が必要となるとともに、市民参画や市民との協働のために市民や地域と連携できるコミュニケーション能力も求められています。

2 前期5年の取組の方向性

組織として変化に対応できる柔軟な運営ができるよう、時代の要請に応じた職員一人一人の能力を高めていくとともに、持てる力を充分に発揮することができる組織環境を整え、常に広い視野で横の連携を意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応していくよう取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

14-2-1 職員一人一人が能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。

- ・人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。
- ・人事評価結果の検証を行い、適正な待遇や人材育成等に努めます。

14-2-2 職員一人一人が横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。

- ・市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います。
- ・組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。
- ・市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人に優しく迅速な応対を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実に努めます。

※¹ 指定管理者制度

公の施設の管理を第三者に委ねる場合、平成15年（2003年）の地方自治法一部改正により、民間事業者も含めて市が指定することができるようになった制度のこと。

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

附
属
資
料

14-2-3 職員一人一人が公正の確保、法令遵守はもとより、危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

- ・適正かつ確実な個人情報保護に努めます。
- ・適正な情報公開制度の運用に努めます。
- ・職員の危機管理意識の醸成を促進します。
- ・職員の法務能力向上のための取組を進めます。

4 市民主体による取組

◇市民から見た行政の改善点の提案

目標とする
10年後の
芦屋の姿

15

経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【基本構想】

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていて裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口（15～64歳）の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
基
本
構
想
資
本
構
想

前
期
基
本
計
画
に
つ
い
て

前
期
基
本
計
画
第
1
章

前
期
基
本
計
画
第
2
章

前
期
基
本
計
画
第
3
章

前
期
基
本
計
画
第
4
章

附
属
資
料

【関連する主な条例や課題別計画等】

債権管理に関する条例（平成 21 年条例第 13 号）
 行政改革基本計画（平成 19～23 年度）
 行政改革実施計画（平成 19～23 年度）
 長期財政収支見込み（毎年更新）
 新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）

名 称	解 説 等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
債権管理に関する条例 (平成 21 年条例第 13 号)	市の債権の管理の適正を期すため、その管理に関する事務処理について必要な事項を定めたもの。		
行政改革基本計画 (平成 19～23 年度)	危機的な財政状況を乗り越えるため、平成 15 年 10 月に行政改革実施計画を策定し、市民・議会・職員等の協力のもとに、徹底した内部努力、施策・行政水準の見直し、民間活力の導入、財源の確保を基本方針に行政改革に取り組んできたが、国の三位一体の改革による個人市民税が大幅に減少するなど引き続き行政改革に取り組む必要があり、行政改革推進懇話会、市民意見を聴いて策定したもの。	行政改革推進法 (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律)	第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。
行政改革実施計画 (平成 19～23 年度)	平成 15 年 10 月に策定した行政改革実施計画を基本計画の見直しに合わせて内容を見直したもの。		
長期財政収支見込み (毎年更新)	向こう 10 年間の財政状況の見通しを立て、計画的に諸課題の解決に取り組むために本市が独自に策定している計画。具体的には、各年度の一般会計の歳入（収入）と歳出（支出）を見込み、どの程度の収支差が生じるかを分析し、当面の財政運営の指針とするもの。		

名称	解説等	主たる根拠法令等	策定義務等を定めた箇所
新地方公会計制度による財務書類 (毎年更新)	地方公共団体の財政の全体像を示すために導入された新しい会計制度で、資産や負債の状況を示すとともに、関係団体との連結を行うことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報開示すること。		

施策目標 15-1

様々な資源を有効に活用している

1 これまでの取組と課題

※¹ 阪神間モダニズム

大阪と神戸に挟まれ、六甲山を背景に広がる阪神地域は、明治時代の鉄道網の開通とともに大阪商人をはじめ、芸術家や文化人が移り住み、別荘地、郊外住宅地として発展してきた。伝統を重んじる一方で西洋文化の影響を受け、生活を楽しむ趣味豊かな人によって「阪神間モダニズム」と呼ばれるハイカラでモダンな独自のスタイルが築かれた。

※² 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和25年(1950年)12月に議員提出法案として国会で可決され、昭和26年(1951年)3月に住民投票を経て公布された本市のみに適用される法律のこと。本市のまちづくりの理念の基礎となっている。

限られた資源の中でまちづくりを進めていくためには、芦屋のまちの個性や魅力、市民の力をも含めた様々な資源を最大限に活用していくことが必要です。

本市は、阪神間の交通の利便性が向上するに伴い、早くから西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、※¹ 阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が培われてきました。また、戦後間もない昭和26年(1951年)には住民投票によって「※² 芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行されています。

このように、芦屋には市民と共に守り育てあげてきた良好な住環境や、芦屋ならではの歴史、風土、文化があり、市民の誇りと愛着となっています。

これらの資産の魅力を更に高め、市民の力が更に發揮できる環境づくりを行うとともに、新たな資源の発掘と活用が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

様々な資源を有効に活用していくため、芦屋の個性や魅力を生かし、高める取組を進めるとともに、市民の力、民間の力をまちづくりのために有効に取り込むための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。

- ・快適で住みよいまちづくりを進め、「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を目指します。

15-1-2 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。

- ・民間の創意工夫が發揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。
- ・民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。
- ・大学等との連携の拡大を検討します。

15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

- ・地域のニーズに応じた既存施設を活用する仕組みづくりを行います。

4 市民主体による取組

◇芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）

◇芦屋の個性や魅力の発信

**施策目標
15-2**

歳入・歳出の構造を改善している

1 これまでの取組と課題

本市では、危機的な財政状況に4年以内に再建の目途を立てるため、平成15年（2003年）に「行政改革実施計画」を策定し、財政の健全化に取り組んできました。さらに、平成19年（2007年）にこの計画を見直し、引き続き取り組んでいます。

危機的な財政状況は脱することはできましたが、依然として^{*1} 市債の償還が財政を圧迫し、^{*2} 基金を^{*3} 取り崩して収支のバランスを保っている状況です。

そのため、計画的な市債の償還とともに、効果的かつ効率的な財政運営が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

歳入と歳出の構造を改善するよう、市としての仕事や役割を検証しながら公共サービスの再構築に取り組むとともに、様々な課題を解決しながら、歳入を確保し、歳出を削減するための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

15-2-1 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組みます。

- ・市の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組みます。

15-2-2 財政健全化のための取組を進めます。

- ・公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実に行います。
- ・簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。
- ・市債残高を計画的に減少させることで^{*4} 財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。

4 市民主体による取組

◇財政状況への关心と理解

***1 市債**

市の借金のこと。地方自治法に基づき地方財政法で規定される。

***2 基金**

貯金・預金のこと。年度間の財源の不均衡をなすために積み立てる「財政基金」及び市債の償還のための「減債基金」のほかに、特定の目的のために資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するために設けられるものがある。

***3 取り崩し**

基金を特定の目的のために使うこと。

***4 財政指標**

従来からの財政力指数、経常収支比率、公債費比率などに加え、財政健全化法に基づく「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を総称して「財政指標」と呼ぶ。